



令和7年度



危機管理マニュアル

(生徒・教職員の事故対応マニュアル)



しゃがむ



かくれる



まつ



奄美市立住用中学校

< 目 次 >

1	危機管理の目的	1
2	危機管理のプロセス	1
	(1) 危機の予知・予測	
	(2) 未然防止に向けた取組	
	(3) 危機発生時の対応	
	(4) 対応の評価と再発防止に向けた取組	
3	緊急事態の発生に備えた体制づくり	2
4	危機発生時の基本的対応	2
	(1) 方針	
	(2) 連絡体制	
	(3) 基本的な動き	
	(4) 緊急連絡先一覧	
5	緊急事態発生後の組織的対応	4
	(1) 管理職の対応	
	(2) 校内における対策本部体制による統一した対応	
	(3) 正確な情報収集及び情報の共有化	
	(4) 生徒への対応	
	(5) 報道機関への対応	
	(6) 最終対策及び記録	
	(7) 夜間等の職員連絡網	
6	事象別危機対応	5
	(1) 自然災害	5
	ア 地震災害の発生	
	イ 土砂災害(津波)の発生	
	ウ 風水害の発生	
	エ 火災の発生	
	オ 雷への対応	
	(2) 事故被害	17
	ア 不審者の侵入	
	イ 授業中の事故(理科の実験中)	
	ウ 授業中の事故(水泳)	
	エ 運動部活動中の事故	
	オ 交通事故	
	カ 北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応	
	(3) 健康被害	29
	ア 伝染病の発生	
	イ 食物アレルギーの発生	
	ウ 給食による食中毒	
	エ 給食の異物混入	
	オ 飲料水の汚染	
	カ 熱中症への対応	
7	【資料】	
	【資料1】 安全管理態勢(不審者への対応等)について	41
	【資料2】 校内に不審者等が進入した場合の対応	42
	【資料3】 不審者に対応する措置について	43
	【資料4】 学校盗難への対応	44
	【資料5】 個人情報流出への対応	45
	【資料6】 個人情報漏洩への対応	46
	【資料7】 新型コロナウイルス感染症に関する対策	47
	【資料8】 住用中生徒虐待対応マニュアル	48
	【資料9】 いじめ対応・対策マニュアル	49
	【資料10】 奄美市立住用中学校地域安全マップ	50

1 危機管理の目的

本校の教育目標の達成するための日々の教育活動を安全かつ安心して行うことのできる環境を整えるため、下記の目的をもって、教職員は組織的に取り組む。

- 生徒や教職員の生命や身体を守り、安全を確保すること
- 生徒や保護者、地域社会との信頼関係を育むこと
- 生徒の心理的動揺を防ぎ、学校を安定した状態にすること

2 危機管理のプロセス

(1) 危機の 予知・予測	① 過去の事例研究・分析 過去の発生した事例から、その危機発生の原因や経過等を分析・精査することにより、発生の前兆等を明らかにし、その危機の予知・予測に努める。 ② 情報の収集 生徒・保護者・地域住民等からの情報収集等により、危機を予知・予測し、問題の早期発見に努める。
(2) 未然防止に 向けた取組	① 防災・管理体制の確立（人・物・組織・情報） 想定される災害に対処する計画策定及び施設・設備に関する定期点検等により、防災・管理体制を確立する。 ② 避難訓練等の実施 日頃から、生徒に対して緊急時の安全な行動の取り方について理解させておくとともに、様々な場面を想定した避難訓練を実施する。 ③ 教職員の研修 災害発生時等において、生徒に的確な指示や迅速な避難誘導ができるよう研修・訓練を実施する。 ④ 生徒・保護者への啓発 一人一人の生徒への継続的な啓発と併せ、保護者に対する周知と啓発を行う。また、KYT（危険予知トレーニング）についても時機を得て、随時行う。 ⑤ 地域とのパートナーシップ 生徒の安全確保や学校の防犯・防災体制の確立のためには、地域の住民や関係機関とのパートナーシップが重要であり、日頃からPTAや地域等と十分に連携し、地域の協力を得ながら災害等の未然防止に努める。
(3) 危機発生時 の対応	① 安全確保 危機が発生した場合、人命尊重を第一に考え、生徒及び教職員の生命や身体の安全を守るとともに、被害を回避又は最小限にとどめるために情報収集を行い、正確な状況の把握に努め、必要な応急措置体制をとり、適切に対応する。 ② 連絡体制 警察・消防・病院などの関係機関や保護者などの関係機関への連絡を的確に行う。 ③ 対外窓口 報道機関など外部との対応にあたっては、校長又は教頭が行うなど、窓口を一本化し、情報の混乱が生じないように留意する。
(4) 対応の評価 と再発防止に 向けた取組	① 対応の分析・評価 危機が発生した場合の対応を分析・評価し、起こった危機を教訓として、再発防止に向けた取組の実践に生かす。 ② 改善 対応状況の分析・評価を行い、改善を図るとともに、未然防止の取組についても定期的に評価改善していく。

3 緊急事態の発生に備えた体制づくり

- (1) 緊急事態の発生に備えた体制構築のため、危機管理マニュアルを整備する。
- (2) 緊急時における教職員の役割分担や、管理職及び担当教職員の不在を想定し、代替措置を定めておく。
- (3) 緊急時は、正確な状況把握が必要であり、情報の集約先を一元化し、併せて情報の共有化が図られるよう体制づくりを定めておく。
- (4) 日頃から、生徒へ発達段階に応じた内容の防災教育等を行うとともに、緊急時に生徒及び教職員が安全かつ迅速に避難できるよう、計画的・実践的に訓練を実施する。
- (5) 夜間や休日等の勤務時間以外に緊急事態が発生した場合に備え、事前に出勤体制を定め、教職員に周知しておく。また、職員間の緊急連絡網を作成、確認しておく。
- (6) 夜間や休日等に自然災害等が発生した場合においても、生徒の安否確認がとれる体制を整えておく。また、学級生徒の連絡網を作成、確認しておく。

ア 校外活動時の危機管理体制の整備

(ア) 引率教職員と学校との連絡方法の明確化

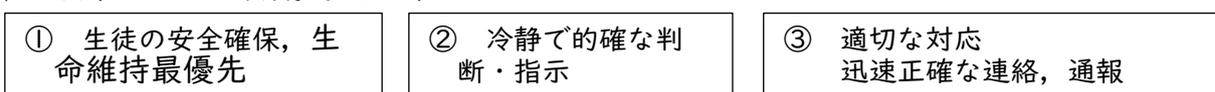
- ① 引率教職員への連絡方法（携帯電話等）及び活動場所や時間を職員室内の黒板等に記載するなどの方法で、連絡が確実にとれる体制を整える。
- ② 引率教職員は、何事がないとも学校へ定時連絡を行い、活動状況を報告する。

(イ) 校外活動開始の際の生徒への指導

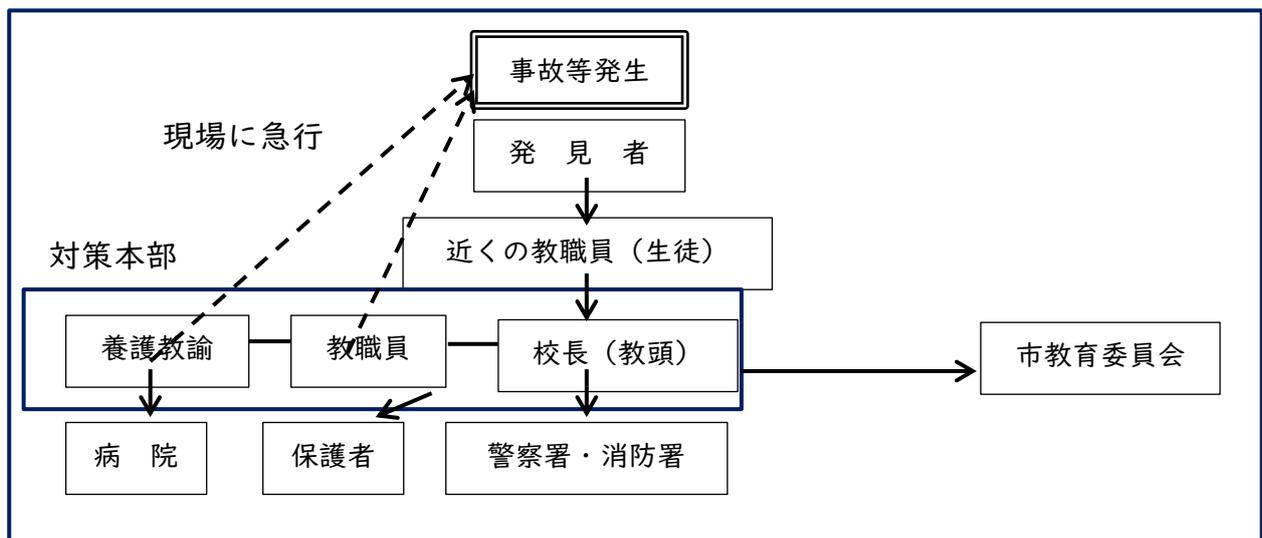
- ① 複数人で行動することを原則とし、緊急時の連絡先、集合場所を周知しておく。
- ② 危機的状況に遭遇した場合、大声で助けを求めるなど、具体的な指示を行う。
- ③ 宿泊を伴う活動の場合、宿泊施設における避難経路の確認、避難後の集合場所、人員確認の方法等を明確にしておく。

4 危機発生時の基本的対応

(1) 方針 ※ 初期対応が命！



(2) 連絡体制



(3) 基本的な動き □にチェック

- ア□ 発見者：付近にいる教職員（生徒）を通して，校長（教頭），養護教諭に連絡する。
- イ□ 発見者：生徒の安全確保，応急手当ををする。
- ウ□ 教職員：連絡を受けた職員は現場に急行し，生徒の安全確保をする。
- エ□ 事故の状況に応じ，校長の承諾を得て救急車を要請する。
（緊急時，校長不在の場合，発見者等が直接救急車を手配する。）
- オ□ 担任（養護教諭）は，保護者と連絡をとる。
- カ□ 病院へ運ぶときは，緊急の場合を除き，保護者が希望する病院の有無を確認する。
- キ□ 事故等について，保護者に詳細に納得のいく説明（発生状況，程度，今後の対応等）をする。
- ク□ 学校管理下での災害は，日本スポーツ振興センターの災害救済給付金の対象となる可能性があるため，状況を把握し次第，不明な点は問い合わせをした上で，速やかに請求手続きを行うとともに保護者へ連絡する。
- ケ□ 教頭は，経過及び対応等を簡潔かつ正確に記録しておく。
- コ□ 校長は，教育委員会へ事故等の概要を説明し，今後の対応等の指示を受ける。
- サ□ 必要に応じ，PTA役員，地域の役員，学校医等へ事故等の概要を説明し，今後の対応等への協力を依頼する。

(4) 緊急連絡先一覧

市教育委員会（代）52-1111			
（内線）1723・1724・1729・1706			
5615（担当 國生）			
住用総合支所	69-2111		
住用地域教育課	69-2174	（内）	2220～2223
教育事務所	53-1111		
住用駐在所	69-2004	名瀬警察署	53-0110
住用消防分駐所	69-2119	大島地区消防組合	52-0100
住用診療所	69-2312	（内）	2118・2119（歯）
県立大島病院	52-3611		
名瀬徳州会病院	54-2222		
奄美中央病院	52-6565		

5 緊急事態発生後の組織的対応

(1) 管理職の対応

ア 的確な状況判断に基づき、教職員や生徒等に明確な指示を行う。

イ 教職員からの報告、連絡が円滑に行えるよう、常に所在を明らかにしておく。

(2) 校内における対策本部体制による統一した対応

ア 対策本部での決定事項を速やかにすべての教職員に指示・伝達し、学校全体で統一した対応できる体制をつくる。

イ 混乱した状況では、教職員の臨機応変な対応が必要となるが、個人の判断で対応することは極力避ける。やむを得ず個人の判断で対応した場合は、必ず事後報告するなど、「報告、連絡、相談」の徹底を図る。

(3) 正確な情報収集及び情報の共有化

ア 可能な限り多方面から収集した情報を、対策本部においてとりまとめ、教職員とその情報の共有化を図る。

(4) 生徒への対応

ア 状態の把握、健康観察、健康相談、心のケア、保護者への引き渡し等に留意する。

(5) 報道機関への対応

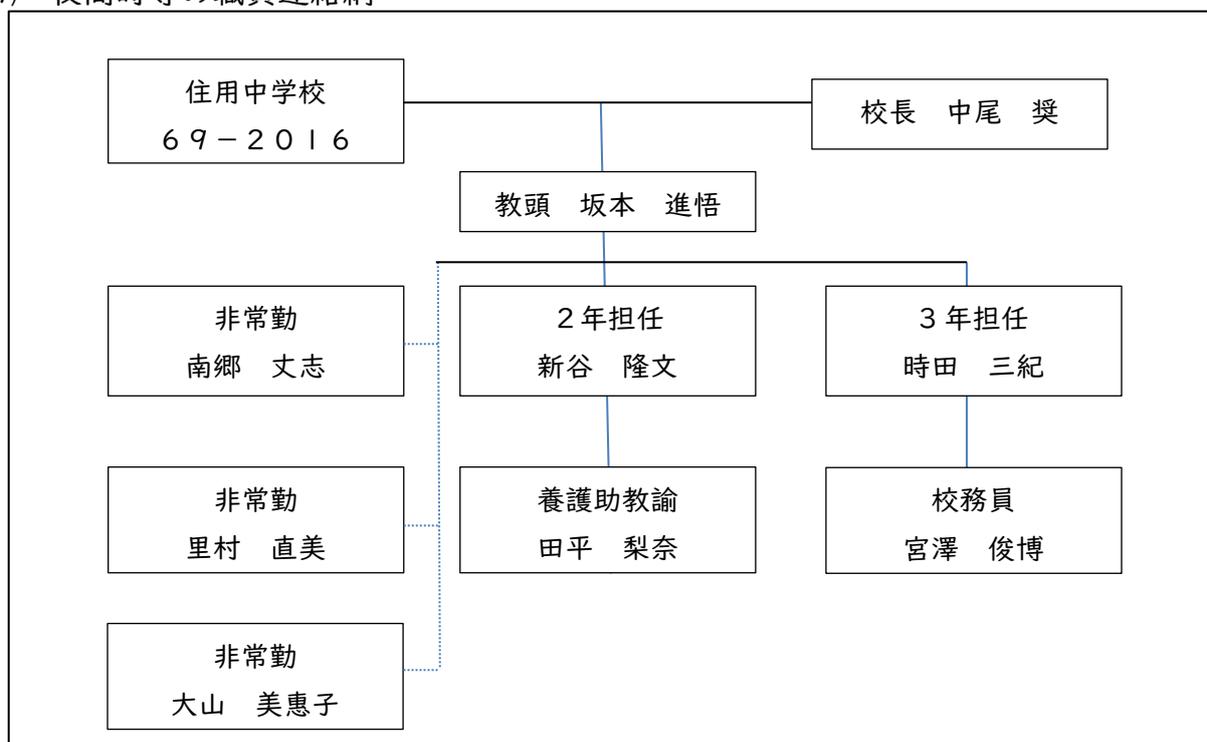
ア 取材要請があった場合は、管理職が窓口となり対応を一本化する。

イ 教育委員会や関係機関等と連携を図りながら対応する。

(6) 最終対応策及び記録

ア 初期対応後の状況を踏まえ、その他の資料を基に最終対応策を決定し、対応の経過についてはその都度記録を残し、事後の生徒指導や対応等の資料として活用する。

(7) 夜間時等の職員連絡網



6 事象別危機対応

(I) 自然災害

ア 地震災害の発生

(ア) 被害を最小限に防ぐポイント

① 防災対策の確立

- 日頃から、教職員の危機管理意識を高めておくとともに、マニュアル等に基づき防災体制を確立しておく。

② 管理・運営体制の確立

- 施設、設備等の管理体制・学校施設の避難所としての運営体制を確立しておく。
- ラジオ、防災無線等の点検を行う。
- 校舎の耐震性や避難経路の安全性を踏まえた避難基準、避難方法を定めておく。
- 転倒や落下物のある物の除去等、平素から避難経路の安全確保に努める。

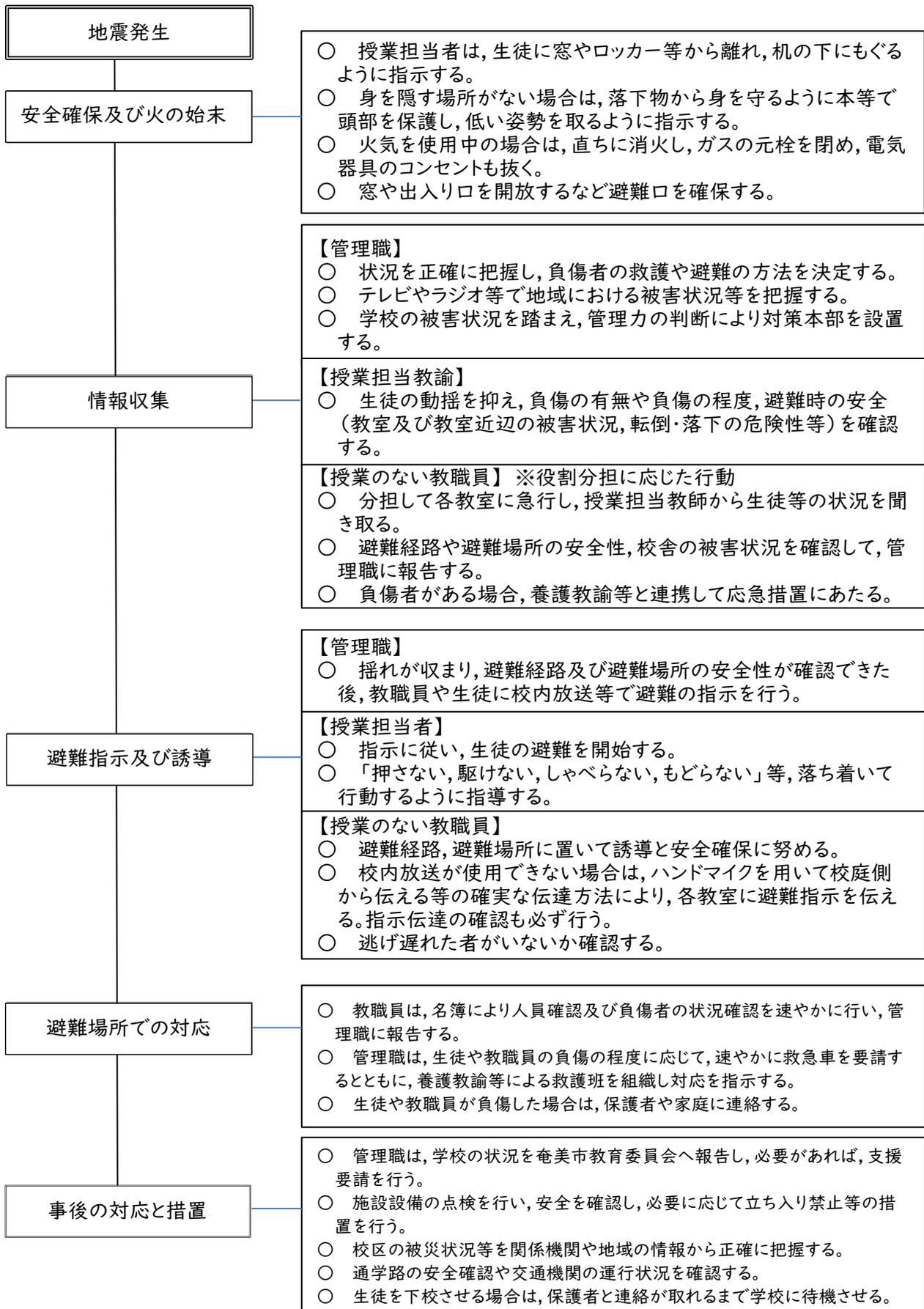
③ 実践的な避難訓練の実施

- 生徒が地震発生時にも落ち着いた行動ができるよう、平素から緊急時の安全な行動の取り方について理解させておくとともに、様々な場面を想定した防災訓練を実施する。

④ 教職員の訓練の実施

- 生徒に対し、「机の中にもぐれ」、「本を頭にのせろ」、「姿勢を低くしろ」等、その場に応じた的確な指示が、地震発生と同時にできるように訓練しておく。

(1) 緊急対応のポイント



イ 土砂災害(津波)の発生

(ア) 被害を最小限に防ぐポイント

① 防災対策の確立

- 日頃から、教職員の危機管理意識を高めておくとともに、マニュアル等に基づき防災体制を確立しておく。

② 管理・運営体制の確立

- 施設、設備等の管理体制・学校施設の避難所としての運営体制を確立しておく。
- ラジオ、防災無線等の点検を行う。
- 通信機器が不通になることも想定し、迅速に保護者に状況伝達を行うための緊急メール連絡体制を確認しておく。
- 校舎の耐震性や避難経路の安全性を踏まえた避難ルートを定めておく。

ルート1 教室等 → 玄関ホール → 校庭 → 乗車 → マングローブ茶屋

ルート2 教室等 → 玄関ホール → 小学校体育館 ※見直し

ルート3 教室等 → 裏山避難所(一時待機) → 小学校体育館

※ 体育館にいるときは、体育館玄関に集合し玄関ホールに避難しその後の指示を行う。

※ グラウンドにいるときは、プール前に集合し玄関ホールに避難しその後の指示を行う。

<海拔> 正門横バス停…5 m 消防署前道路…5 m 校舎2階…10 m

- 転倒や落下物のある物の除去等、平素から避難経路の安全確保に努める。

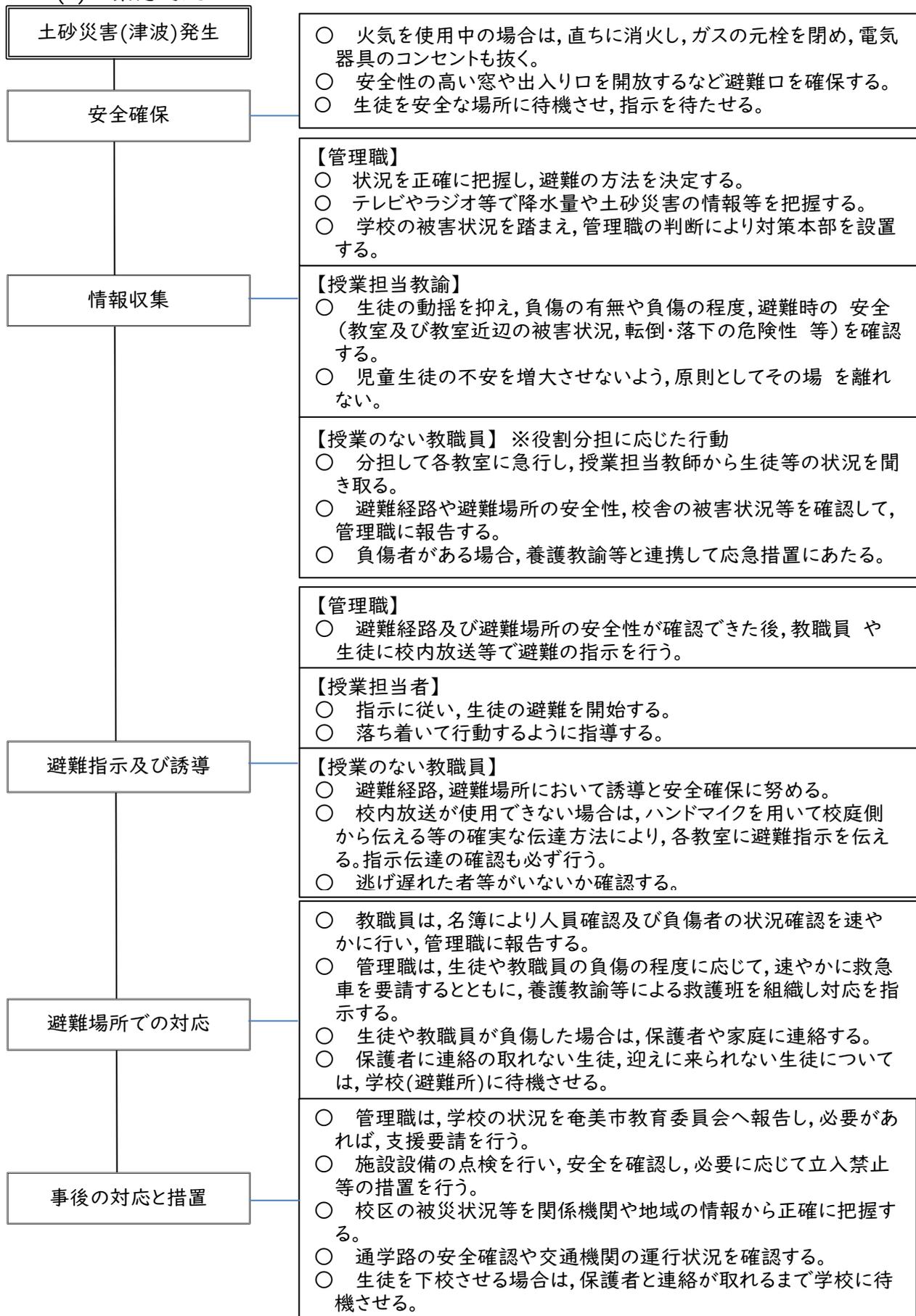
③ 実践的な避難訓練の実施

- 生徒が土砂災害(津波)時にも落ち着いた行動ができるよう、平素から緊急時の安全な行動の取り方について理解させておくとともに、様々な場面を想定した防災訓練を実施する。

④ 教職員の訓練の実施

- 生徒に対し、土砂災害の状況に応じた的確な指示ができるように訓練しておく。

(1) 緊急対応のポイント



ウ 風水害の発生

(ア) 防災体制の確立

① 危機対策本部の設置と役割分担の明確化

- 本部長：校長
- 副本部長：教頭
- 各班の設置と責任者の配置（例：情報収集班、安否確認・救護班、避難誘導班、物資調達班、広報班、施設安全管理班など）
- 各班の具体的な任務、行動基準、連絡系統を明文化する。
- 災害発生時における学校への参集基準（レベル設定：警戒レベル3で教職員参集、レベル4で生徒登校見合わせなど）と参集方法（公共交通機関の停止時の代替手段など）を定める。

② 情報伝達システムの構築

- 緊急連絡網の整備（教職員間、生徒・保護者間）
 - ・ 電話、メール、SNS、緊急速報システム（エリアメール等）など複数の連絡手段を併用する。
 - ・ 安否確認システムの導入と定期的な訓練。
 - ・ 緊急時の学校ホームページ、ブログ、SNS等での情報発信体制の確立。
- 地域住民、関係機関（教育委員会、消防、警察、自治体、地域防災会など）との連携体制の構築と連絡先の共有。
- テレビ、ラジオ、インターネット等の情報源を常に確認できる体制（停電時の電源確保含む）。
- 役割分担と責任の明確化
 - ・ 全教職員の役割分担を記載した組織図を作成し、配布・周知する。
 - ・ 初動対応から復旧までのフェーズごとの役割と行動を具体的に記述する。
 - ・ 教職員の緊急連絡先、緊急時における参集方法を確認・共有する。

③ 地域との連携体制の強化

- 地域の指定避難所との連携、避難経路の確認、合同避難訓練の実施。
- 地域防災訓練への積極的な参加。
- 地域の防災マップの共有と危険箇所の把握。

④ 職員の防災意識向上と研修

- 定期的な防災研修、応急手当講習、避難誘導訓練の実施。
- 風水害に関する知識（ハザードマップの見方、特別警報・警報の種類と意味、避難勧告・指示の意味など）の習得。
- BCP（事業継続計画）の策定と教職員への周知。
- 学校周辺の海拔
 - ・ 正門横バス停（5 m），消防署前道路（5 m），校舎2階（10 m）

(イ) 生徒引渡手順の保護者への周知

① 事前の周知徹底

- 入学時、学期始め、保護者会等で生徒引渡しの基本的な考え方、手順、場所、時間帯などを繰り返し説明する。
- 書面（緊急時対応マニュアル、学校だより等）で配布し、確実に保護者の手元に届くようにする。
- 学校ホームページにも常に掲載し、閲覧できるようにする。

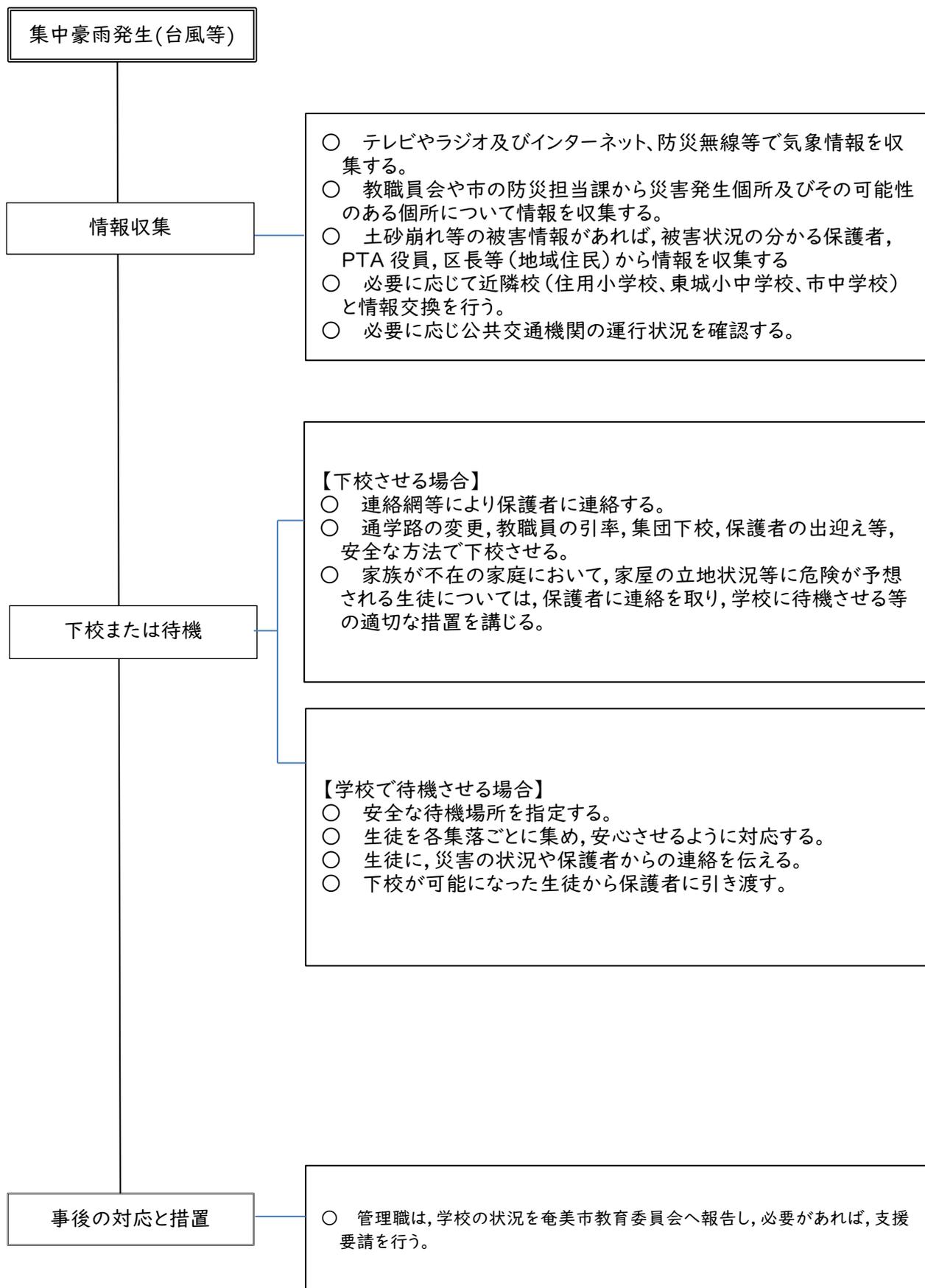
- ② 引渡し方法の明確化
 - 原則として保護者または代理人による迎えを必須とする。
 - 代理人を立てる場合の事前登録制度（氏名、連絡先、生徒との関係性、身分証明書の提示の要否など）。
 - 引渡し場所の指定（校庭、体育館など複数設定し、状況に応じて判断）。
 - 引渡し時の本人確認方法（保護者氏名、生徒氏名、緊急連絡カードとの照合、身分証明書の提示など）。
 - 引渡し記録の作成（引渡し日時、保護者氏名、生徒氏名、印鑑等）。
- ③ 引渡しが困難な場合の対応
 - 保護者が迎えに来られない場合の学校での待機場所、食事、見守り体制。
 - 災害の状況に応じた帰宅困難生徒への対応（近隣の安全な場所への一時避難、福祉避難所との連携など）。
 - 災害時要配慮児童生徒（医療的ケアが必要な生徒、発達障害のある生徒など）への個別対応計画の策定と保護者との共有。
- ④ 情報提供と連携
 - 引渡しに関する緊急連絡（引渡し開始、場所変更など）は、複数の連絡手段（メール、電話、学校ホームページなど）で速やかに保護者へ発信する。
 - 保護者からの問い合わせに対する窓口の設置。
- ⑤ 避難所の開設・運営に関する情報共有
 - 住用中学校が指定避難所となる場合、避難所開設に関する情報（開設時間、場所、持ち物、注意点など）を保護者及び地域住民に周知する方法。
 - 学校と避難所運営との連携体制。
- ⑥ 保護者向け訓練の実施
 - 実際に引渡し訓練を保護者参加型で実施し、手順を確認してもらう。
- (ウ) 日常の備え
 - ① 施設・設備の点検と補強
 - 校舎、体育館、武道場等の耐震・耐風補強状況の定期的な確認と必要に応じた改修。
 - 屋根、雨樋、窓ガラス、外壁、フェンスなどの破損・劣化状況の定期点検と補修。
 - 窓ガラスの飛散防止フィルム貼り付け、カーテンやブラインドの設置。
 - 校庭の排水設備の点検・清掃。
 - 危険物の固定、転倒防止対策（薬品棚、書架、ロッカーなど）。
 - 非常用電源（発電機、蓄電池）の設置と定期的な点検・試運転。
 - ② 備蓄品の確保と管理
 - 生徒・教職員用の備蓄品：
 - ・ 水（1人1日3Lを目安に3日分以上）
 - ・ 非常食（ビスケット、乾パン、アルファ米、レトルト食品など3日分以上）
 - ・ 簡易トイレ、生理用品、トイレトペーパー
 - ・ 毛布、寝袋
 - ・ 懐中電灯、携帯ラジオ、予備電池
 - ・ 救急箱、常備薬
 - ・ ビニール袋、軍手、タオル、ウェットティッシュ
 - ・ 筆記用具、油性ペン、ホワイトボード
 - ・ 災害用伝言板
 - 学校運営に必要な備蓄品：
 - ・ 発電機用燃料
 - ・ 応急処置用資材（担架、三角巾、包帯、消毒液など）

- ・ 土嚢、ブルーシート、ロープ
- ・ 工具類（バール、のこぎり、ハンマーなど）
- ・ 連絡手段（衛星電話など）
- 備蓄品の定期的な点検、消費期限の確認、ローリングストック法の導入。
- 備蓄品の保管場所の明確化と、教職員全員への周知。
- ③ 防災マップの作成と活用学校周辺の危険箇所（土砂災害警戒区域、浸水想定区域など）を明記したハザードマップの作成・掲示。
 - 避難経路、避難場所、AED 設置場所、消火栓の位置などを記した校内防災マップの作成・掲示。
 - 生徒や教職員が日常的に防災マップを確認できる環境整備。
- (イ) 防災教育の推進
 - ① 防災に関する授業の実施（風水害のメカニズム、避難行動、自助・共助の精神など）。
 - ② 防災訓練の定期的実施（避難訓練、安否確認訓練、引渡し訓練など）。
 - ③ 家庭での防災会議の推奨、家族での防災リュックの点検の呼びかけ。
 - ④ 地域住民と連携した防災イベントへの参加。
- (ロ) 非常時の連絡体制の確認
 - ① 教職員の緊急連絡網の最新化と定期的なテスト。
 - ② 保護者への緊急連絡先登録の徹底と、変更時の速やかな届け出の呼びかけ。
- (ハ) 避難所運営に関する準備
 - ① 住用中学校が指定避難所となる場合、避難所のレイアウト案、運営マニュアルの作成。
 - ② 避難者受け入れ時の役割分担と、避難者への情報提供方法の検討。
 - ③ 福祉避難スペースの確保と、災害時要配慮者の受け入れ準備。
- (ニ) 近隣学校、地域施設との連携
 - ① 近隣の学校や公民館、医療機関などとの情報共有、相互支援体制の構築。
 - ② 災害時における物資の融通、人材の協力体制の検討。
- (ホ) メディア対応の準備
 - ① 災害発生時の情報公開に関するガイドラインの策定。
 - ② 記者会見や取材対応の担当者の選任と、情報発信の承認プロセス。

※ 参考資料

文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」
 地方公共団体（例：鹿児島県、奄美市）の防災計画、地域防災マニュアル
 消防庁、気象庁等の防災情報
 日本赤十字社等の防災に関する啓発資料

(1) 緊急対応のポイント



エ 火災の発生

(ア) 被害を最小限に防ぐポイント

① 防火体制の確立

- 日頃から火元責任者を中心に、教室や特別教室の火気点検を行い、消火器の所在やその使い方を熟知しておく。
- 避難経路の指示、約束事の掲示、出入り口の安全確保を行う。
- 通報連絡、初期消火、避難誘導、重要書類等の搬出、救護などの役割分担に応じて、全教職員が対応できるよう防火体制を確立する。
- 学校付近からの出火に際しても、生徒を安全に避難させ、速やかに防火体制をとる。

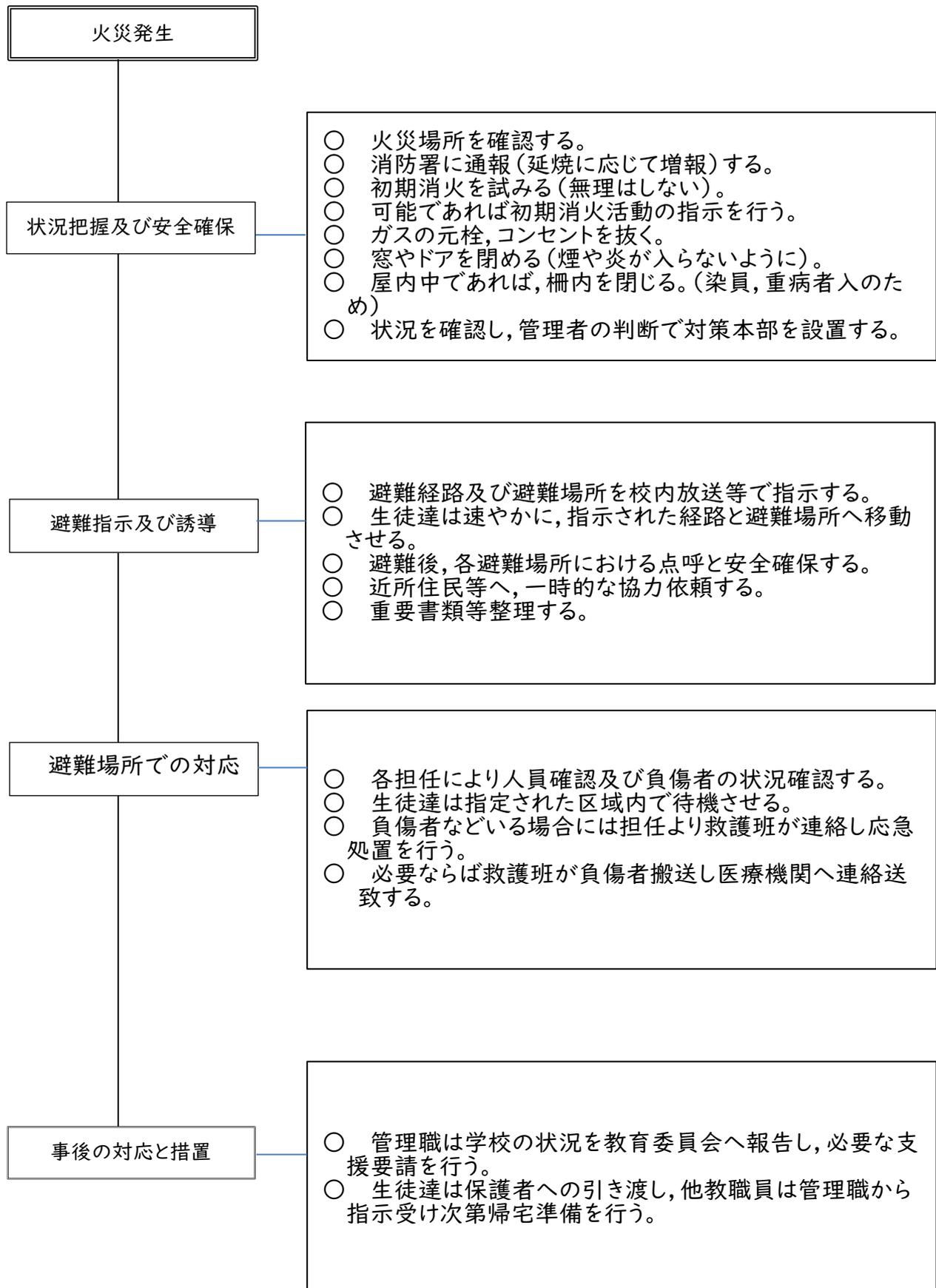
② 実践的な避難訓練の実施

- 多様な時間帯、多様な出火場所を想定した避難訓練を実施する。
- 負傷者等の避難を円滑に行うための方法を明確にして訓練を行う。

③ 判断の方法

- 緊急時に管理職の判断が得られない場合の対応についても検討しておく。

(1) 緊急対応のポイント



オ 雷への対応

(ア) 被害を最小限に防ぐポイント

① 積乱雲が近づくサインをとらえる。

- 真っ黒い雲が近づき周囲が暗くなる。
- 雷の音が聞こえてきた。
- 急に冷たい風が吹いてきた。

② 避難行動をとる。

○ 雷鳴が聞こえたらすぐ避難

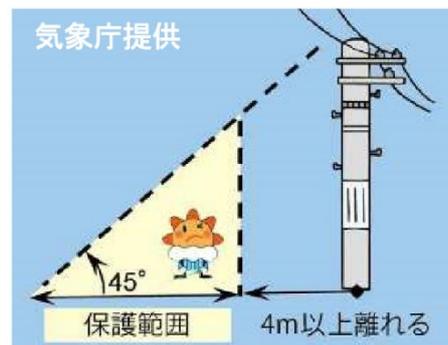
- ・ 屋外活動を中断し、すぐに安全な場所に避難。
- ・ 雷鳴が遠くても、雷雲はすぐに近づいてくる。

○ 建物の中や自動車など、安全な場所に避難

- ・ 鉄筋コンクリート建築、自動車の中は比較的安全。
- ・ 木造建築の内部も基本的には安全だが、電気器具、天井、壁から1 m以上離れれば更に安全。

○ 安全な場所に避難できない場合

- ・ 低い場所を探してしゃがむなど、できるだけ姿勢を低くし、地面との接地面をできる限り少なくする。
- ・ 高い木の近くは危険なので、木の全ての幹、枝、葉から2 m以上は離れる。
- ・ 電柱や建築物など高い物体のてっぺんを45度以上の角度で見上げる範囲で、その物体から4 m以上離れた所に退避。



③ 行政機関等への報告

- 校長は、人的・物的被害状況を把握し被害があった際は、教育委員会に報告する。
- 必要があると判断したら、救急車を要請したり、消防等の関係機関へ救助要請等を行ったりする。

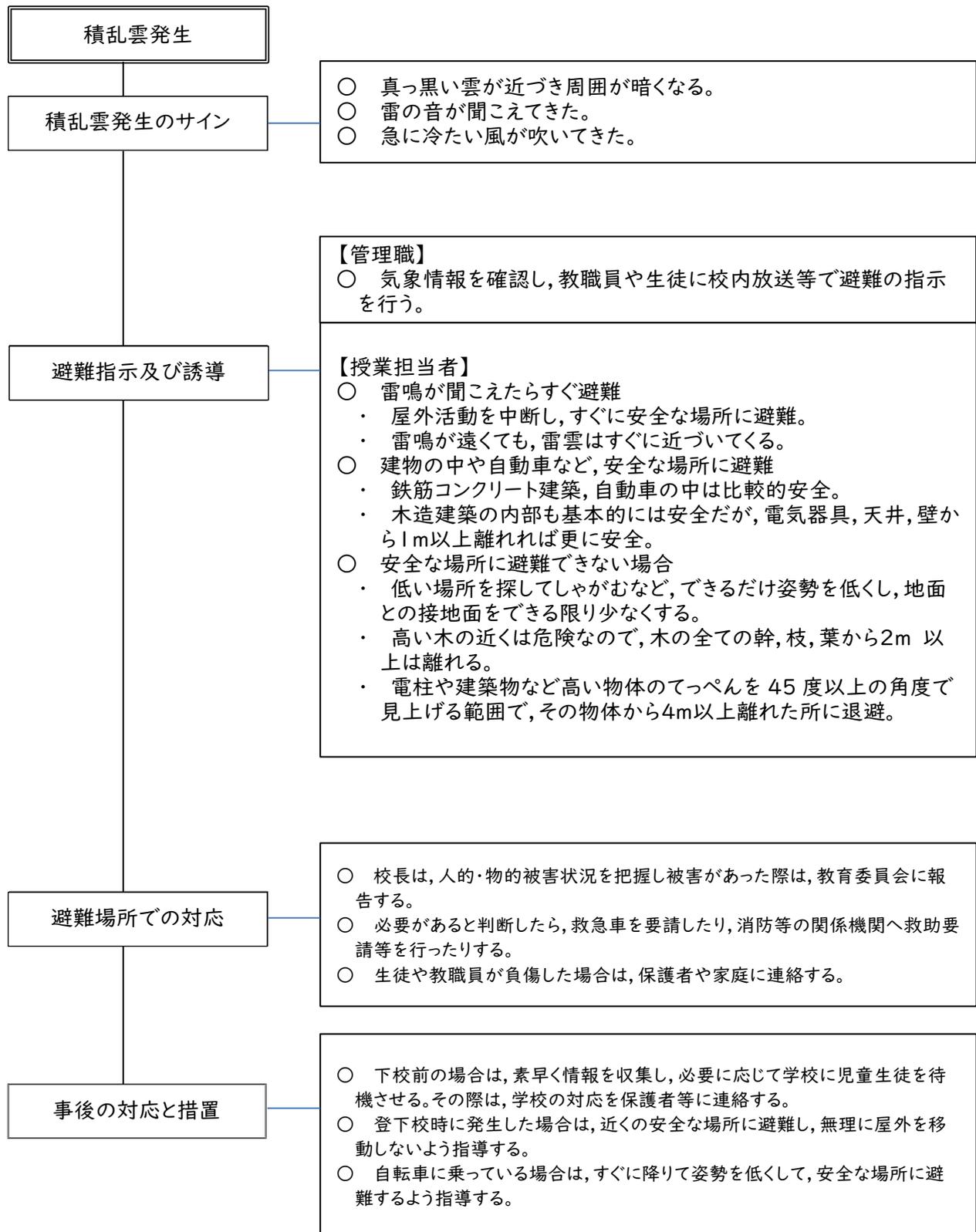
④ 下校

- 下校前の場合は、素早く情報を収集し、必要に応じて学校に児童生徒を待機させる。その際は、学校の対応を保護者等に連絡する。
- 登下校時に発生した場合は、近くの安全な場所に避難し、無理に屋外を移動しないよう指導する。
- 自転車に乗っている場合は、すぐに降りて姿勢を低くして、安全な場所に避難するよう指導する。

⑤ 安全指導

- 児童生徒の発達の段階に応じて、落雷に関する知識や、落雷の危険性、落雷発生時の適切な避難行動、身を守る方法等について理解し、主体的に行動できるようにする。
- 登下校中や学校外での活動中においても、落雷の兆候に気付いたときや、落雷が発生したときに適切な避難行動ができるようにする。
- 教職員の防災教育に関する指導力や危機管理能力、応急手当の技能を向上するための校内研修等を実施する。

(1) 緊急対応のポイント



(2) 事故被害

ア 不審者の侵入

(ア) 未然防止のポイント

① 防災体制の確立

- 日頃から教職員の危機管理意識を高めるとともに、**本校の状況に応じたマニュアル（別掲資料 p41～p43）**に基づき、不審者侵入事故を想定した対応訓練を実施しておく。併せて、不審者を隔離するための具体的な対応の仕方や警察、消防署へを取り入れた訓練を定期的実施する。
- 生徒についても、多様な状況を想定した避難訓練を実施する。
- 生徒に対する安全教育を計画的に実施し、被害に遭わないための行動の在り方、被害が発生した場合またその恐れがある場合の行動の仕方について指導する。

② 不審者の侵入防止体制の整備

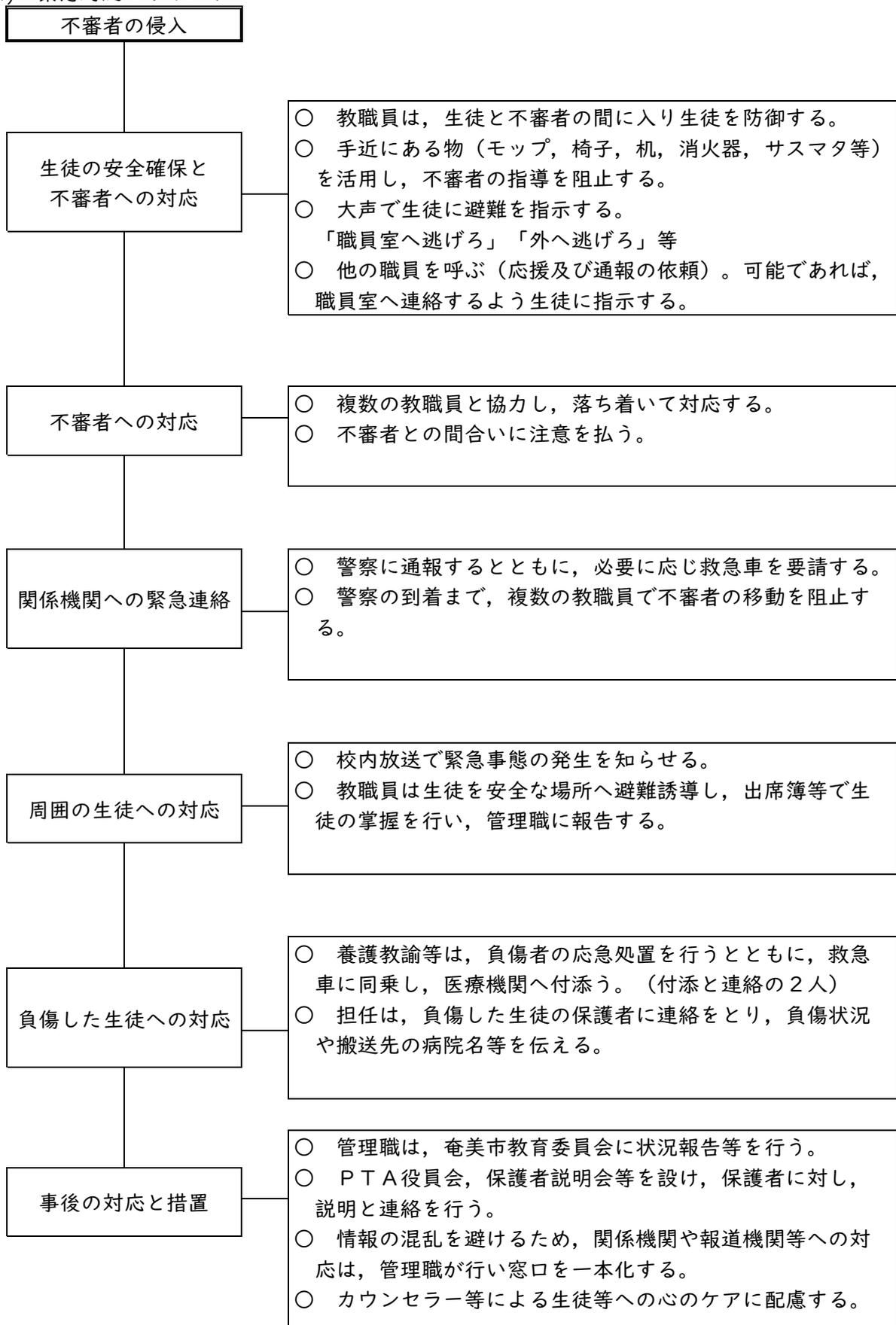
- 出入り口を限定し、登下校時以外は施錠するなど、適切に管理する。
- 校内への受付を設置し、来校者をチェックする。（玄関付近に案内板を設置し、受付まで順路を明示しておく。）
- 校地、校舎内外を定期的に巡視し、外部からの不審者がいないか確認する。

③ 警察等の関係機関や家庭・地域社会との連携

- 警察等の関係機関、保護者や地域社会等から不審者の情報が得られるように日頃から連携の強化を図る。
- 学校周辺のパトロール強化など、警察等の関係機関の協力を依頼する。

【参考】◆「学校の危機管理マニュアル」（平成 25 年 7 月（改訂版）文部科学省）

(1) 緊急対応のポイント



イ 授業中の事故（（例）理科の実験中）

(ア) 未然防止のポイント

① 指導計画の作成

- 生徒がゆとりをもって観察や実験に取り組めるよう、無理のない計画を立てる。
- 観察や実験での生徒の実態を十分把握し、安全に関わる指導内容を指導計画に位置づける。

② 実験前の安全確認

- 教諭は、経験を積んだ実験でも必ず予備実験を行い、安全性を確認しておく。
- 準備の際に、観察や実験に使用する器具類の点検を行う。
- 実施する実験での器具や薬品の安全な取扱いの指導とともに、万一事故が発生したときの処置の仕方について生徒に指導しておく。

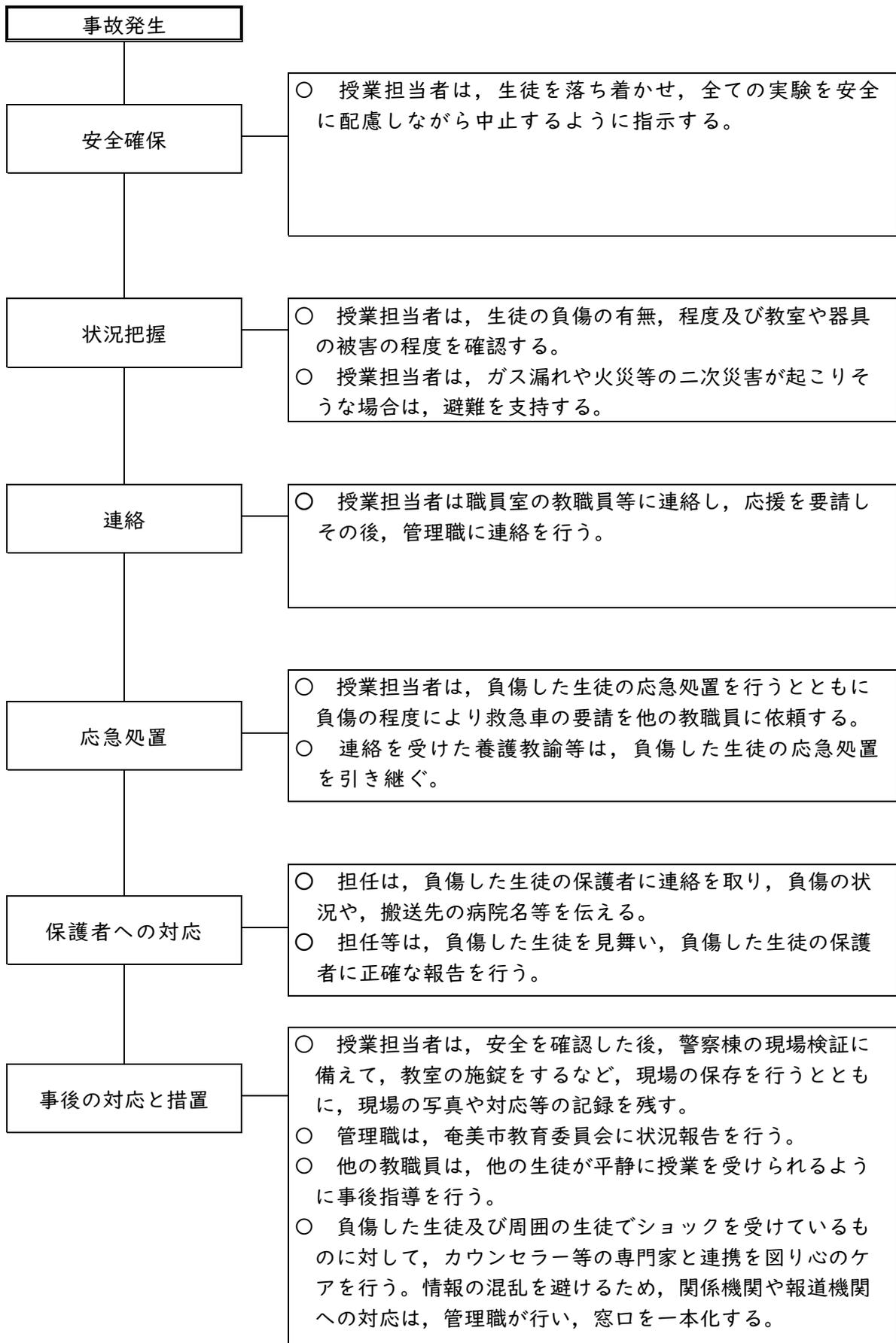
③ 生徒に対する実験中の安全指導

- グループ実験で、生徒の役割分担を決め、責任を持って行うよう指導する。
- 実験台の上を整理させる。不要な用具は片付けさせる。
- 実験の注意事項を守らせ、ふざけたりさせない。順序立てて実施し、あわてて急いだりさせない。
- 必要に応じて、保護眼鏡を着用させる。

④ 実験後の安全

- 責任を持って後片付けをさせる。
- 廃液や廃棄物の処理は、環境に配慮した適切な指導を行う。処理が難しい廃液は廃液入りに回収する。金属、ガラス等に分けて回収する。
- 実験器具を点検させ、元の場所に返却させる。

(1) 緊急対応のポイント



ウ 授業中の事故（水泳）

(ア) 未然防止のポイント

① 水泳指導における安全管理

- 生徒の既往症の有無をあらかじめ把握し、日常の健康観察を十分に行い、健康状態に留意して指導を行う。
- 安全面に十分配慮しながら、生徒の実態に即した指導計画を立て、個々の能力等に応じた学習指導に努める。
- プール施設の使用にあたって、実態に則した安全管理体制を組織し、排水口はネジやボルト等で固定する。また、浄水装置等の付属設備についても、定期検査はもとより始業時及び臨時の点検を日頃から行い、安全管理に万全を期す。
- 生徒が安全に注意して活動する能力、態度及び習慣を身に付けさせる。
- 監視の責任者は、あくまでも教諭などの指導者であるが、見学をする生徒に補助的な監視者としての役目を与えたり、可能な範囲において複数の教員による監視を行うなど、安全確保のための監視体制の強化に努める。
- プールの状態については、東城小中の担当者とも連絡を取り合い、よりよい状態が保たれるよう相互に補完し合う。

② 当日の事故防止の徹底

- 健康観察を十分に行い、常に人員確認を実施する。
- 水温、気温などの気象条件や時間帯を十分考慮する。

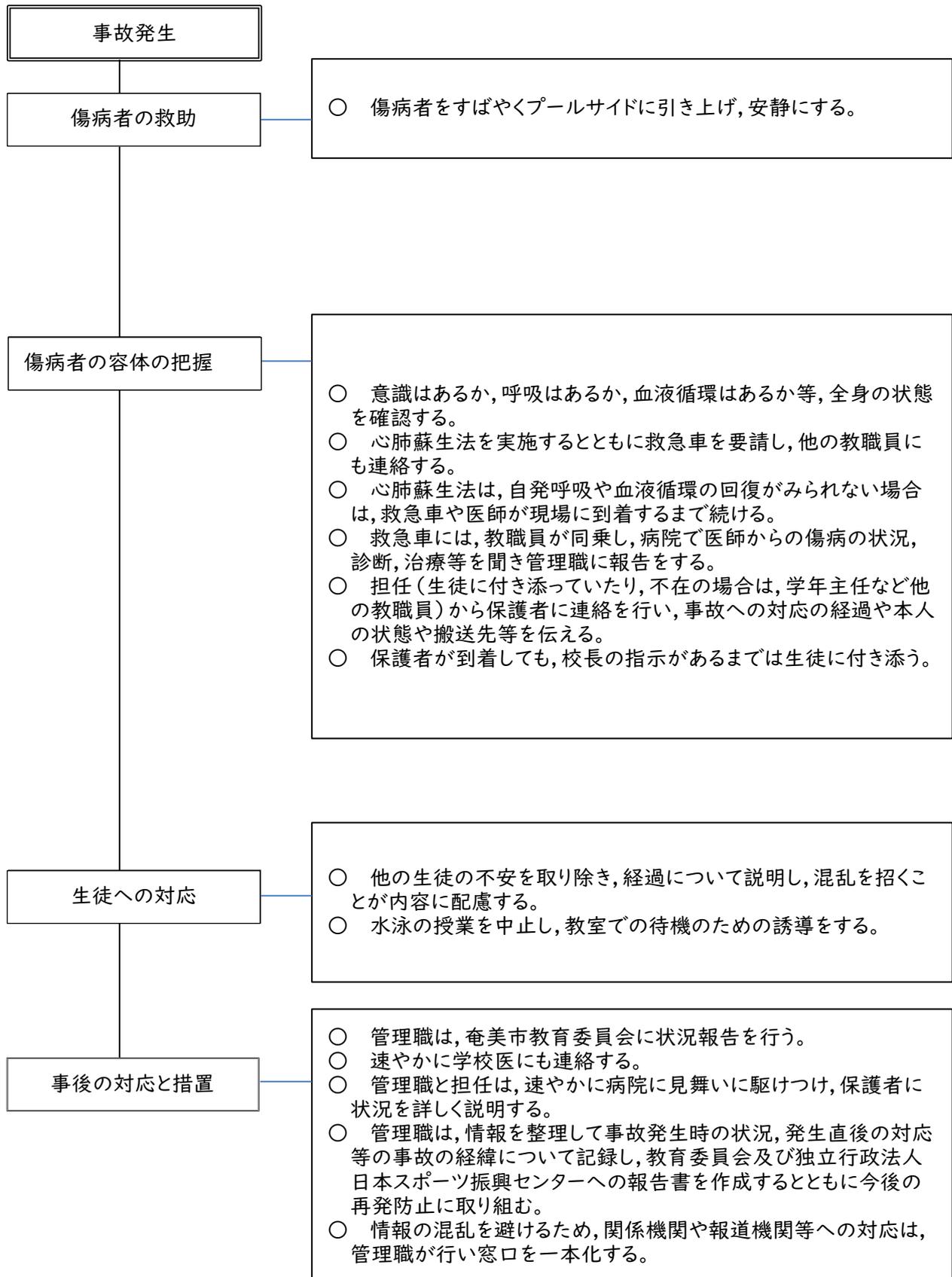
③ 緊急時における学校体制の確立

- 突発的な怪我や事故が起こった場合の措置について確認をしておく。
- 緊急な場合に連絡する医療機関の所在及び電話番号、全校生徒の保護者の緊急連絡先を職員の誰もがすぐわかるようにしておく。

④ 【参考】

- ◆ 学校における水泳事故防止必携（2018年改訂版）」
（平成30年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）
- ◆ 学校体育実技指導資料第4集「水泳指導の手引（三訂版）」
（平成26年3月文部科学省）

(1) 緊急対応のポイント

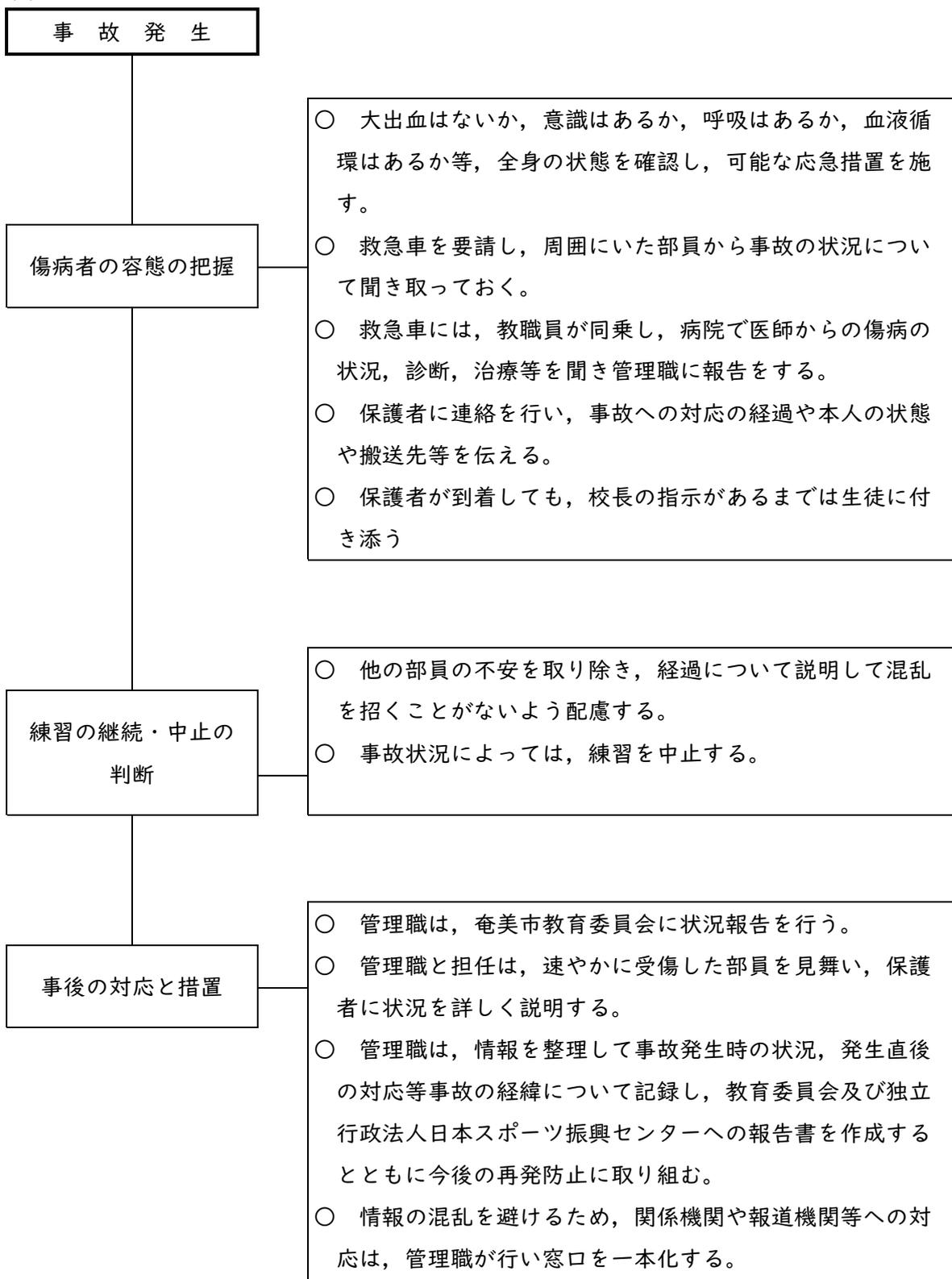


エ 運動部活動中の事故

(ア) 未然防止のポイント

- ① 部員の健康状態の把握
 - 指導者は、事故の未然防止のため、担任、養護教諭等との連携を図り、部員の心身の健康状態を把握しておく。
- ② 安全指導の充実
 - 指導者の観察だけでなく、部員に自分の身体は自分で守るという意識を持たせ、準備運動時に体調のチェックを行わせる。
 - 自己の体調管理及び体調が悪化したときの対処法を指導しておく。
- ③ 指導体制の確立
 - 部活動は、原則として指導者がついて活動することとするが、やむを得ず指導者が活動に遅れる場合や、途中で活動の場を離れる場合は、他の部の指導者や管理職、に生徒管理を依頼して、安全に自主的に活動できる練習内容を明確に指示したりする。また、練習を中止するなど適切な措置をとる。
 - 部内における目標を明確にし、年間・期間・週間・一日の計画を立案し、無理のない活動計画を作成する。
 - 平日1日、土日で1日の休み（部活動休止日）を設ける。
- ④ 施設・設備の安全点検
 - 定期的に施設、設備の安全点検の励行を図る。
- ⑤ 緊急時における学校体制の確立
 - 突発的な怪我や事故が起こった場合の措置について確認しておく。
 - 緊急な場合に連絡する医療機関の所在及び電話番号、全校生徒の保護者の緊急連絡先を職員の誰もがすぐわかるようにしておく

(1) 緊急対応のポイント



オ 交通事故

(ア) 未然防止のポイント

① 交通安全教育の推進

- 学校は、生徒の心身の発達段階や地域の実情に応じて交通安全教育を実施する。
- 学級活動や学校行事及び関連教科等を中心に、学校の教育活動全体を通じて計画的・組織的な交通安全教育の充実を図る。

② 通学路の点検・校区の危険箇所の確認と指導

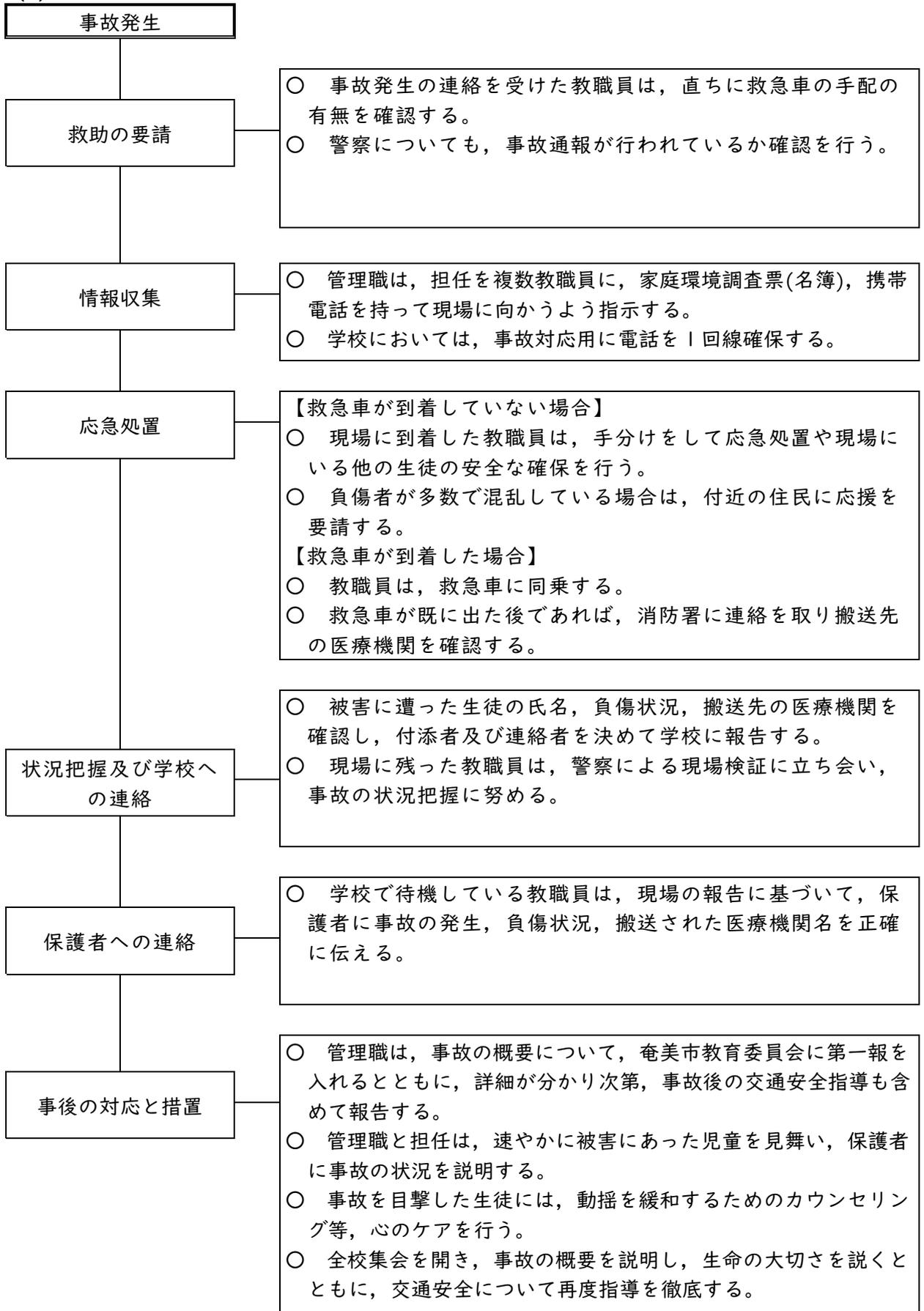
- 学校は、PTAなど地域と協力して定期的に通学路の点検を実施し、危険箇所の把握に努める。
- 危険箇所を把握（通学路の交差点状況、横断歩道、工事箇所、がけ崩れ、河川、草むら等）したら、速やかに道路管理者等へ改善の要望を行う。併せて、教職員や保護者に危険箇所を周知するとともに、生徒への安全指導の徹底、保護者への協力依頼、警察等の関係機関への協力依頼等、組織的、計画的、継続的に安全対策に努める。

③ 教職員の緊急体制の確立

- 事故が発生した場合に備え、教職員の役割分担を定め、緊急時の対応について全員が理解しておく。

④ 学校連絡網、関係諸機関、保護者等への連絡先が、教職員の誰にでもわかるように一覧表を作成しておく。

(1) 緊急対応のポイント



カ 北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応

(ア) 日常生活における対応

① 危機管理マニュアルの策定と周知

- 弾道ミサイル飛来時を含む、様々な危機事態に対応するための具体的なマニュアルを策定し、全教職員が内容を理解・共有しておく。
- 生徒にも、非常時の行動（シェイクアウト訓練など）を日頃から指導しておく。

② 避難場所の確認と確保

- 校内で最も安全と考えられる場所（頑丈な建物、地下室、窓のない部屋など）を事前に確認し、避難経路を明確にする。
- 地域の避難場所（指定緊急避難場所）についても把握しておく。

③ 情報伝達体制の整備

- Jアラートの受信方法（防災行政無線、防災アプリ、テレビ、ラジオなど）を確認し、複数の情報源を確保する。
- 教職員間、生徒への情報伝達手段（校内放送、一斉メール、緊急連絡網など）を整備し、常に連絡が取れる状態にしておく。

④ 避難訓練の実施

- 弾道ミサイル飛来を想定した避難訓練（シェイクアウト訓練など）を定期的を実施し、生徒と教職員が迅速かつ安全に行動できるよう習熟させる。
- 訓練を通じて、課題を抽出し、マニュアルの改善に繋げる。

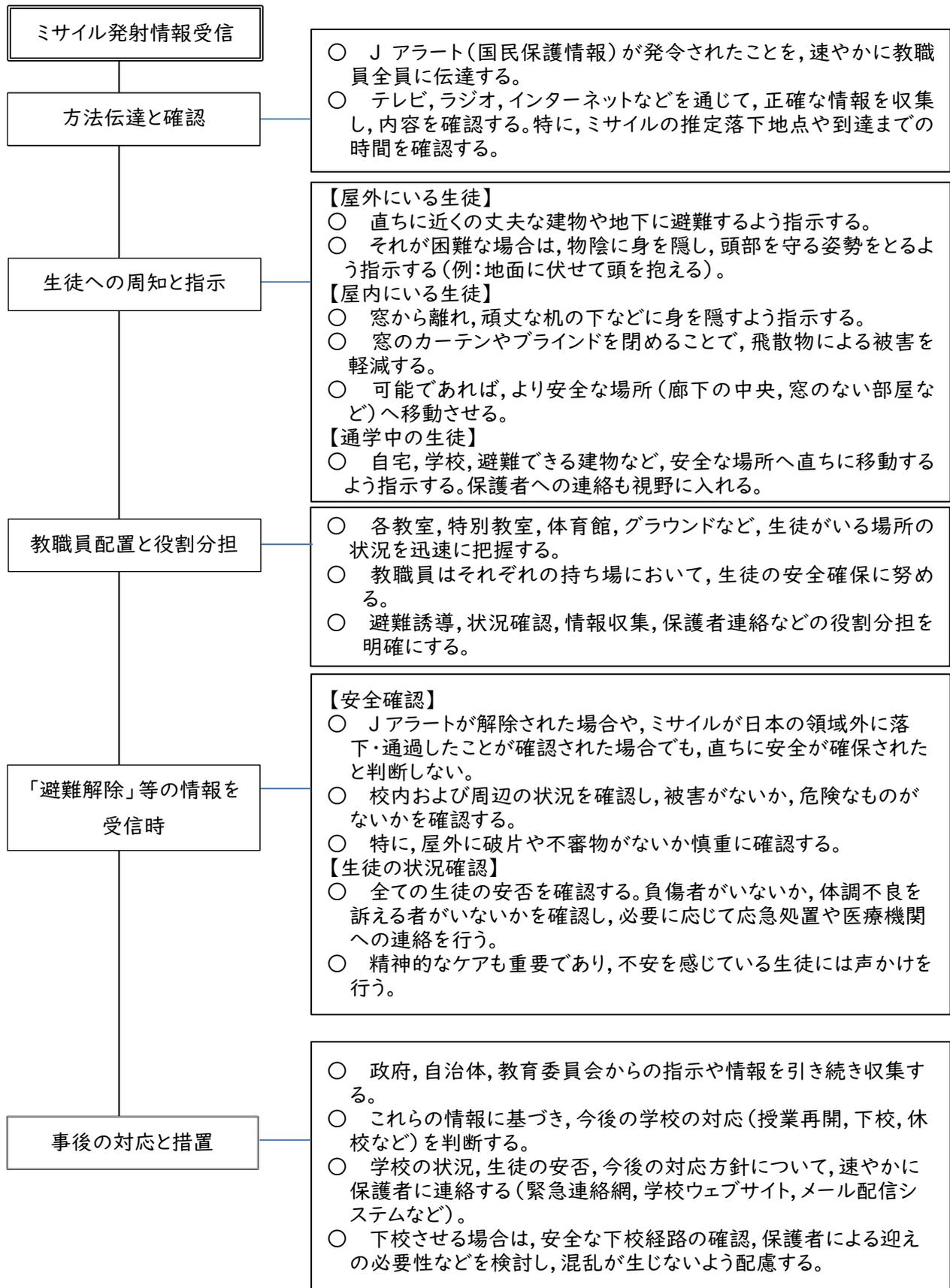
⑤ 地域連携

- 自治体、教育委員会、警察、消防、地域住民などと連携し、非常時の協力体制を構築する。
- 地域防災訓練にも積極的に参加する。

⑥ 備蓄品の確認

- 万が一の事態に備え、飲料水、食料、非常用トイレ、救急用品などを備蓄しておく。

(1) 緊急対応のポイント



(3) 健康被害

ア 伝染病の発生

(ア) 未然防止のポイント

① 生徒の健康管理

- 教職員は、日頃から生徒の健康観察に気を付け、病状が激しい場合や症状が長期化している場合は、養護教諭に相談する。
- 既往症等からみた要観察者に対し学校内外での一体的な健康観察を継続する。

② 教職員の健康管理

- 教職員は、自身が発病すると集団感染させる可能性が非常に高いことを自覚し、毎年の定期健康診断を早い時期に必ず受診し有症状時には早期に受診をする。

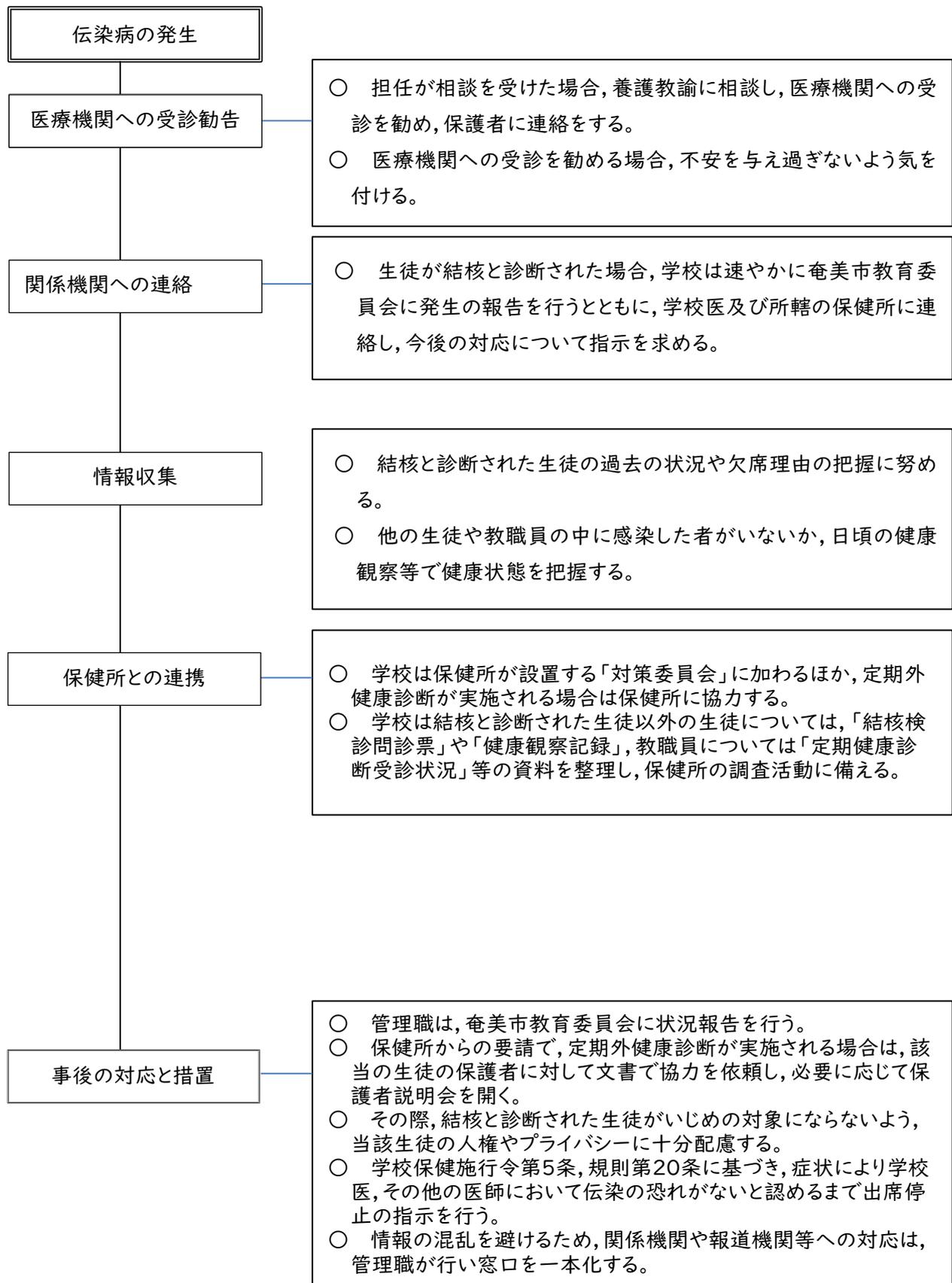
③ 保健指導の充実

- 学校医や保護者の連携により、生徒に対する保健指導を徹底し、結核に対する関心を高めるとともに、家庭での規則正しい生活を実践させる。

④ 情報収集・緊急対応時の体制の整備

- 患者発生等の情報について、対外的な連絡窓口を一本化する。
- 保護者に対し、生徒が伝染病の疾患にかかったと判明した場合は、早急に学校に連絡することを徹底する。

(1) 緊急対応のポイント



イ 食物アレルギーの発生

(ア) 未然防止のポイント

① 食物アレルギー対応体制の確立

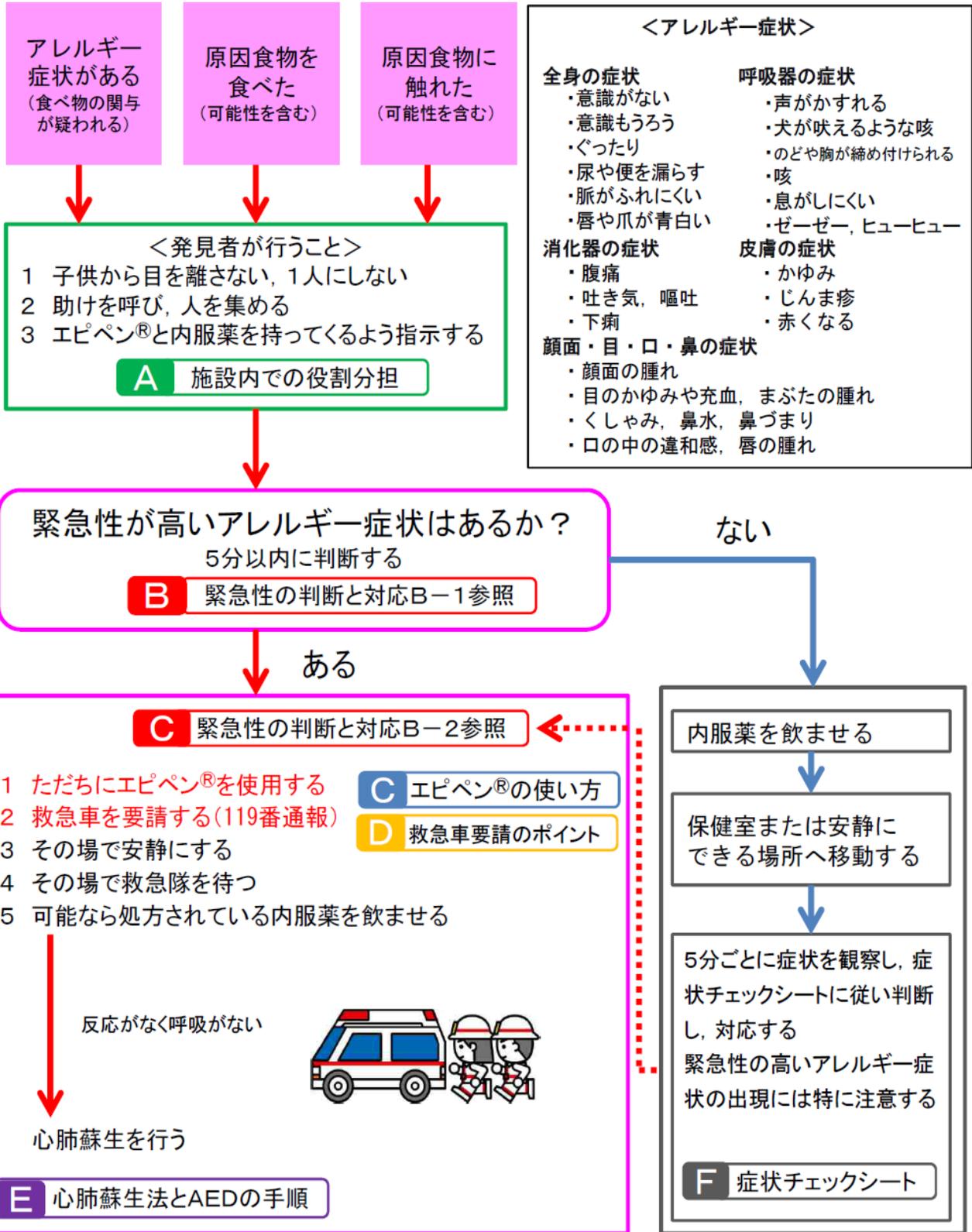
- 管理職は、下記について協議する委員会（アレルギー疾患対応検討委員会等）を設置する。
 - ・ アレルギー緊急時対応マニュアル（校内用）の作成と共通理解
 - ・ アレルギー対応が必要な児童生徒の個別支援プランの作成と共通理解
 - ・ 職員の役割分担の確認
- 緊急時の対応等を含めたアレルギーに関する職員研修を毎年実施する。
- 緊急対応が必要になる可能性がある児童生徒がいる場合は、生活管理指導表（アレルギー疾患用）や個別支援プランを確認するとともに、保護者や主治医からの情報等を全職員で共有しておく。
- 緊急時にエピペン.等を確実に使用できるように、管理方法を決めるとともに、全職員で共通理解を図っておく。
- 「症状チェックシート」を複数枚用意して、症状を観察する時の記録用紙として使用できるようにしておく。
- エピペン.や内服薬を処方されていない（持参していない）児童生徒への対応が必要な場合も、基本的には「アレルギー症状への対応の手順」に従って判断する。

② 連絡網の整備

- 管理職は、給食による食物アレルギーの発生が、学校の休業日や夜間に発生する可能性も考慮し、保護者に緊急時の学校への連絡方法を周知するとともに学校から保護者への緊急連絡網を整備し、情報提供に万全を期す。

(1) 緊急対応のポイント

アレルギー症状への対応の手順



ウ 給食による食中毒

(ア) 未然防止のポイント

① 衛生管理体制の確立

- 管理職は、学校給食担当者と日頃から連携を図り、配送の受け取り、保管、返却を適正に実施させる。
- 学校給食担当者に関連研修を積極的に受講させ、衛生管理に関する具体的知識を身に付けさせる。

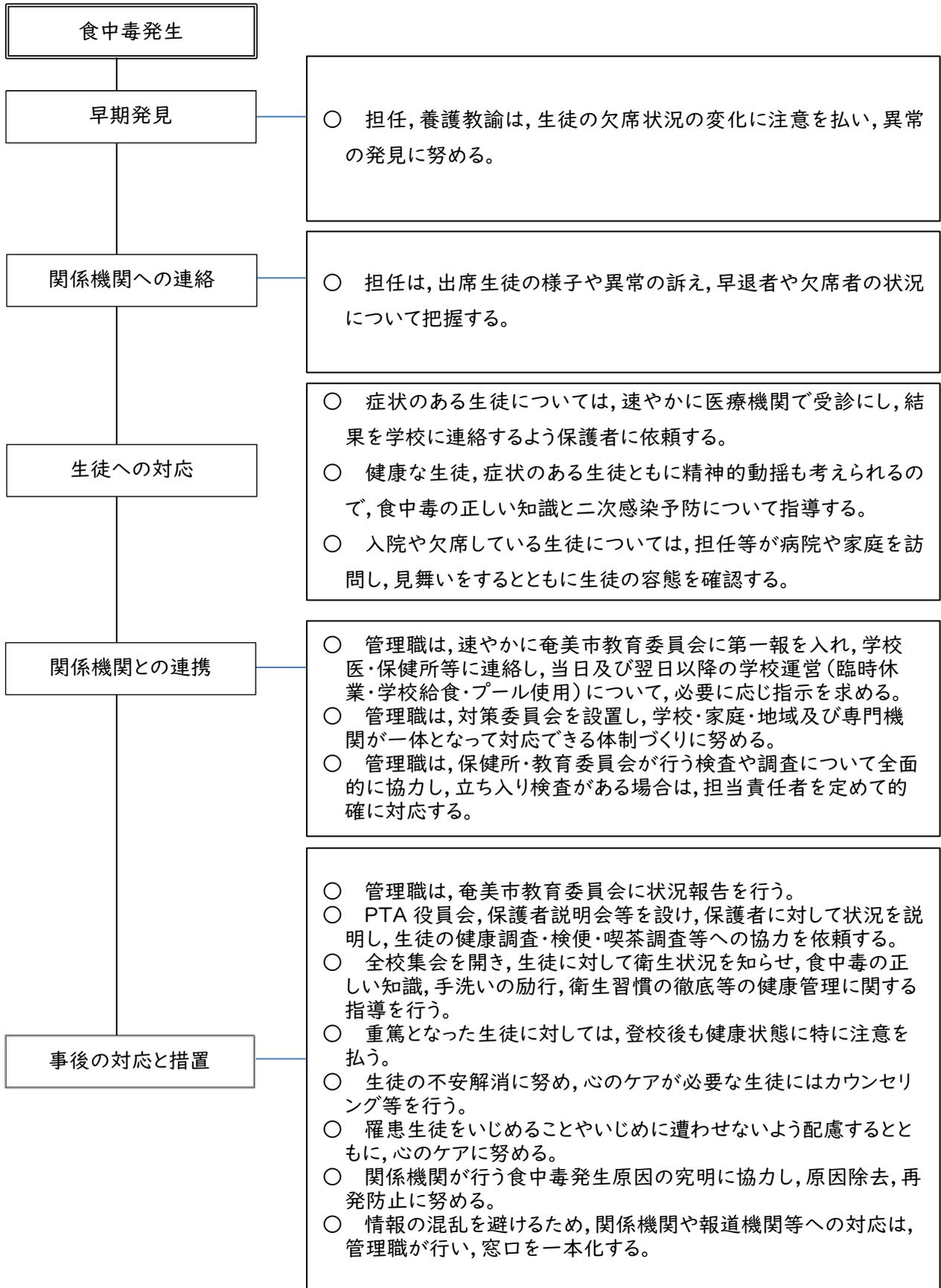
② 連絡網の整備

- 管理職は、給食による食中毒の発生が、学校の休業日や夜間に発生する可能性も考慮し、保護者に緊急時の学校への連絡方法を周知するとともに学校から保護者への緊急連絡網を整備し、情報提供に万全を期す。

③ 日常の健康管理

- 担任、養護教諭は、日頃から生徒の欠席状況・健康状態を記録・整備するとともに、生徒に対しては、異常があった場合は速やかに教職員や保護者に知らせるよう指導する。
- 保護者には、速やかな欠席連絡を行うよう徹底を図る。

(1) 緊急対応のポイント



エ 給食の異物混入

(ア) 未然防止のポイント

① 危機管理体制の確立

- 管理職は、給食での異物混入を想定し、校内体制を確立させておく。
- 学校給食担当者は、配送後、検食、配食、喫食における異物混入を想定し、その原因等を分析し防止する方法について、日頃から注意を払っておく。
- 学校給食担当者の研修に異物混入に関する内容を取り入れ、異物混入対策に関する具体的知識を習得させる。
- 異物混入があった場合には、給食センター及び住用小学校と迅速に連携をとって対応する。

② 連絡体制の整備

- 異物混入の判明時期としては、①各学校での検食時、②各学級での配食時、③喫食時等が考えられる。それぞれの判明時期にどのように対応するか想定し、できるだけ早急に管理職等へ連絡できる体制を整えておく。

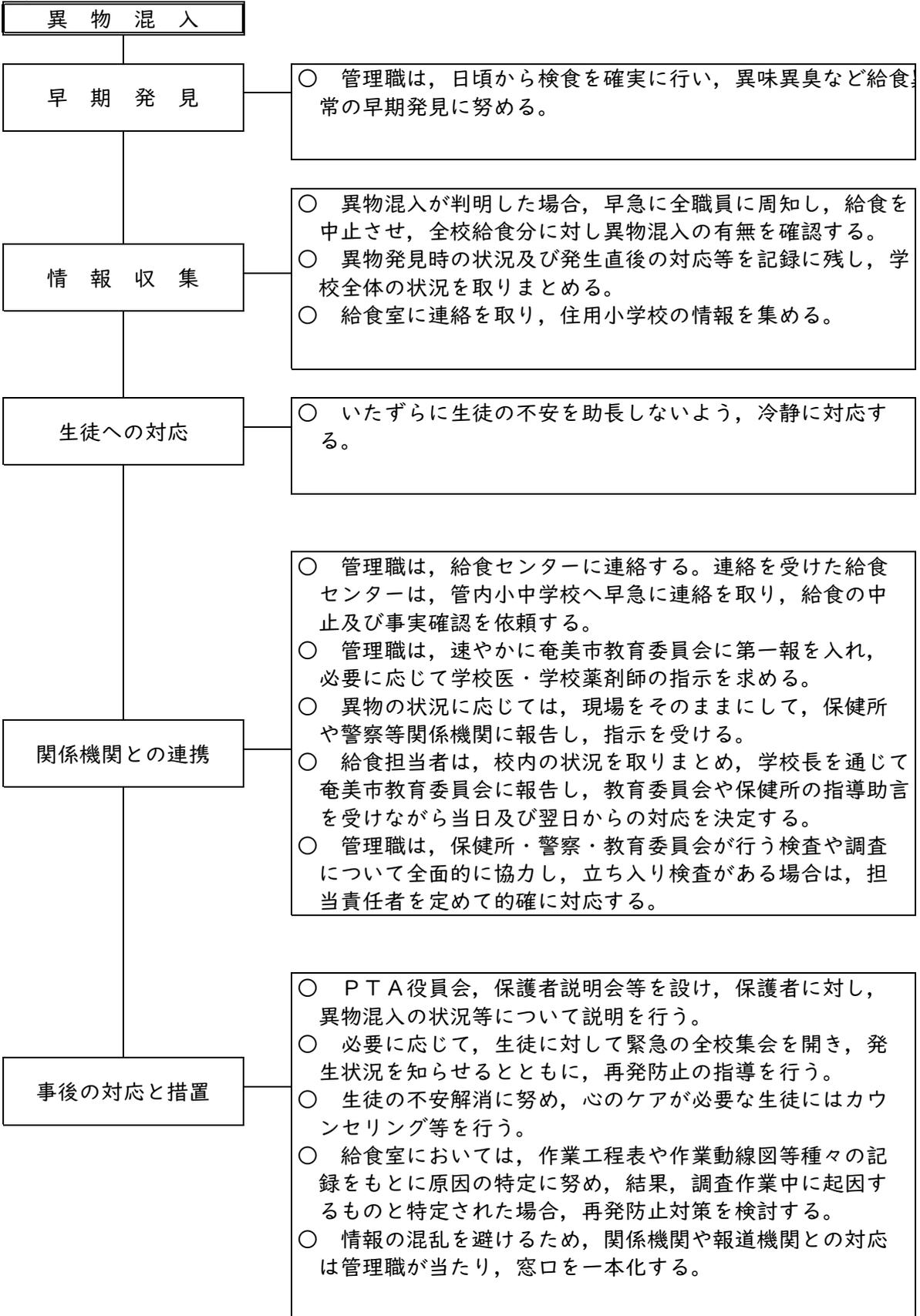
③ 検食の事前実施の徹底

- 各学校において、責任者（学校長）が生徒の食事前に検食を行い、その結果を記録するように徹底する。

④ 学校における検収及び管理

- 学校への直送納物品については、検収を行った後、保存食（ -20°C 以下、2週間）を取っておく。
- 配膳室等保管場所の衛生について十分配慮し、施錠できる構造とする。
- 教室前に配膳車を長時間放置しない等、配膳室から給食時間の配食までの管理を徹底する。

(1) 緊急対応のポイント



オ 飲料水の汚染

(ア) 未然防止のポイント

① 日常点検の徹底

- 養護教諭や衛生管理責任者による日頃の水質点検・管理を徹底し、点検後は記録に残し、保存する。管理者は必ずその記録に目を通す。

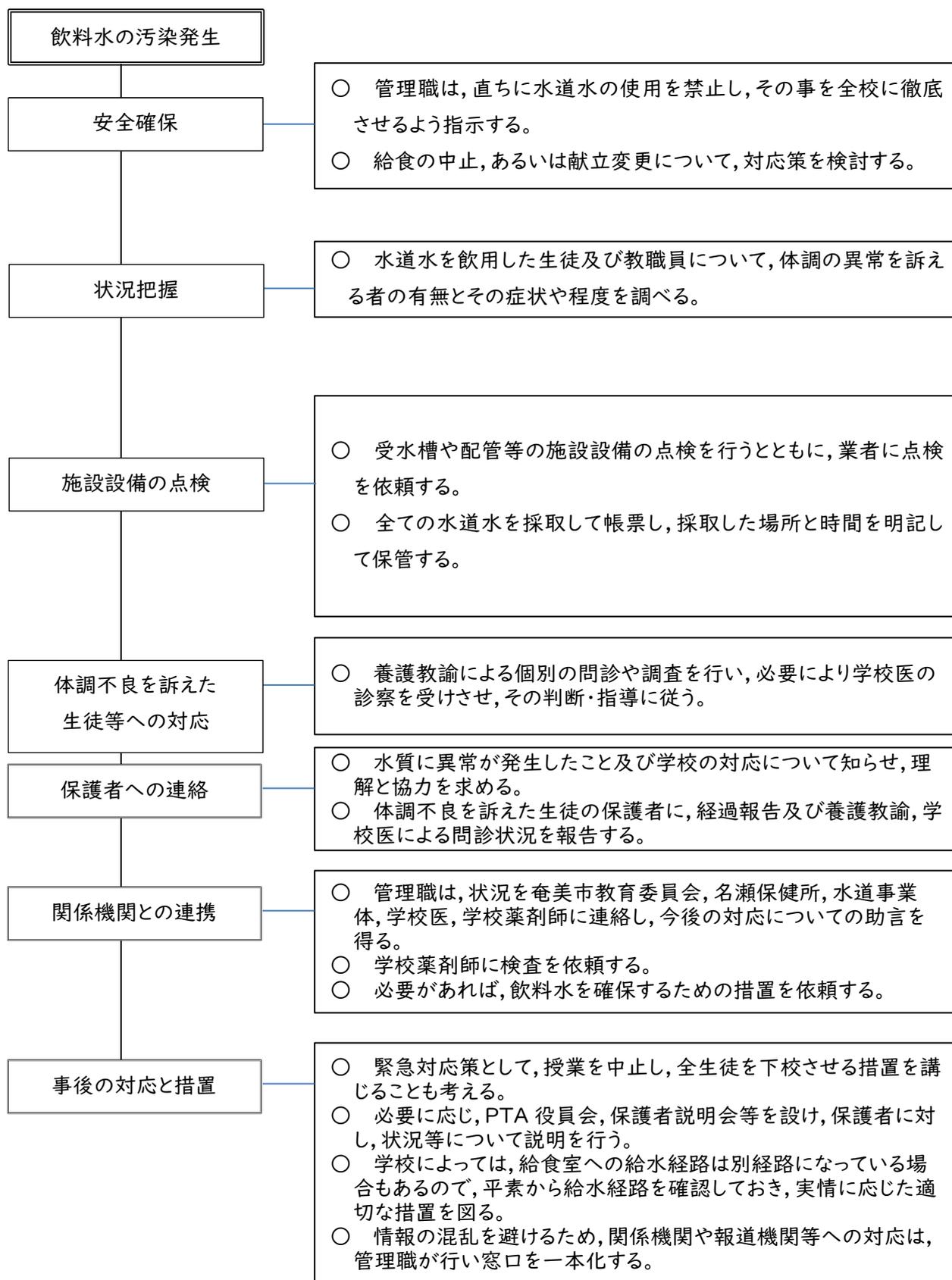
② 定期検査の実施

- 飲料水の定期水質検査は、毎日1回（水道水以外の井戸水等については2回）行う。
- 校舎2階に設置してある冷水機は、各学期末に定期的な清掃に努める。
- 簡易専用水道等の受水槽については、1年以内ごとに1回定期的な清掃に努める。
- 受水槽や高層水槽、蛇口等の施設整備の点検（施錠、故障、清潔等に留意）は、定期水質検査時にあわせて行い、それに伴う修繕等適切な措置を講じる。点検結果は記録し保存しておく。

③ 飲料水の異常の早期発見

- 教職員及び生徒には、平素から、飲料水の色、濁り、臭気、味等について関心をもたせ、万一異常を発見したときには、直ちに使用を中止して報告するように周知しておく。

(1) 緊急対応のポイント



カ 熱中症への対応

(ア) 未然防止のポイント

① 事前の対応

熱中症の予防は、暑さ指数（WBGT）を基準とする対策・体制を事前に整えることを基本とする。

- 教職員への啓発
- 児童生徒等への指導
- 各校の実情に応じた対策
- 体調不良を受け入れる文化の醸成
- 情報収集と共有
- 暑さ指数（WBGT）を基準とした運動・行動指針の設定
- 暑さ指数（WBGT）の把握と共有
- 日々の熱中症対策のための体制整備
- 保護者への情報提供

② 体制整備

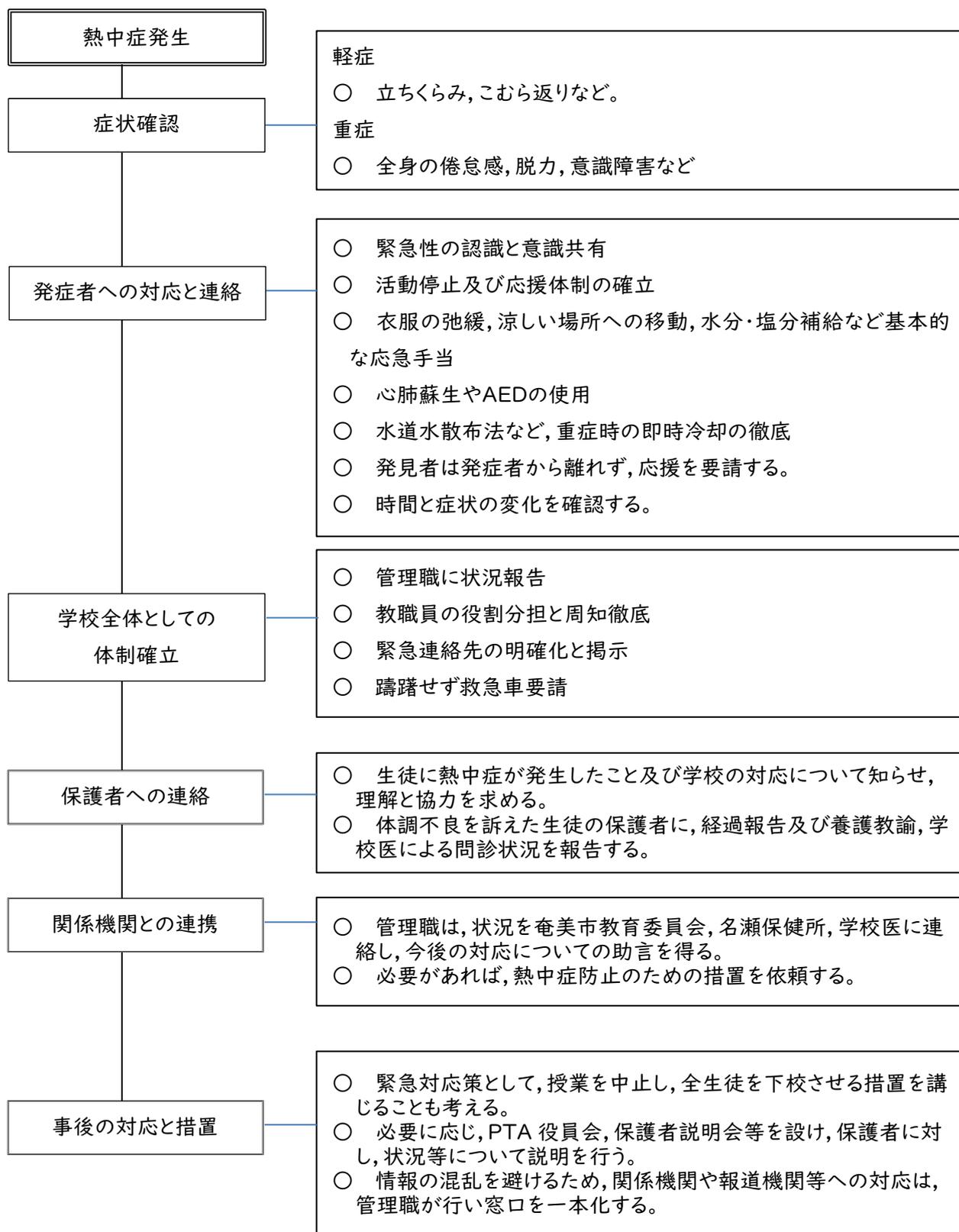
暑さ指数（WBGT）に基づく運動等の指針を中心とした熱中症予防の体制整備は以下のフローで検討

- 情報収集・発信方法の検討
 - ・ 熱中症に関する情報収集・伝達体制の整備
 - ・ 暑さ指数（WBGT）の測定、記録及び教職員への伝達体制の整備
 - ・ 日々の熱中症対策決定のための体制整備
- 運動や各種行事等の内容変更、中止・延期の判断について検討
 - ・ 暑さ指数（WBGT）を基準とした運動・行動の指針を設定
 - ・ 日々の熱中症対策決定のための体制整備
- 体制構築後の対応を検討
 - ・ 保護者等への事前説明
 - ・ 熱中症予防の体制の見直し

③ 熱中症警戒アラート発表時の対応

- アラート情報の入手
 - ・ 前日 17:00（翌日の予報）に担当教員がアラート情報を入手し、翌日の対応を検討する。当日 5:00（当日の予報）にも同様にアラート情報を入手し、全教職員に通知する。
- 対応の検討と実施
 - ・ 教室での授業（特に冷房がない場合）、登下校、体育、各種行事、部活動などについて、全教職員で共通理解を図り、必要に応じて保護者に通知する。

(1) 緊急対応のポイント



【資料Ⅰ】 安全管理体制（不審者への対応等）について

現代は、複雑多岐で予想しない事態が学校でも起こりうると思えなければならない。危機管理意識（発生した危機の影響を最小限に抑えること）が重要である。

Ⅰ 日常の安全管理体制

- (1) 生徒指導委員会において、生徒の安全確保、安全管理に関する内容を定期的に協議する。
- (2) 生徒に対する日常の安全指導の徹底を図る。

・・・安全に対する心構えの指導（危険予知能力、危険回避能力の育成）

ア 登下校時及び地域での安全指導

(ア) 複数での登下校に心掛ける。（下校時刻を守る）

(イ) 人通りの少ない道路は避ける。

(ウ) 夕方や休日の遊びも複数で遊ぶ。

(エ) 遊びに出るときは、誰とどこで、何時まで遊ぶ等を保護者に伝える。

イ もし、不審者に会ったら

(ア) 大声を出す。

(イ) 近くの民家、または子ども110番の家に逃げ込む。

山 間：市田商店（69-2164）

山 間：市田建設（69-2326）

西仲間：住用消防署（69-2119）

役 勝：松元果樹園（69-2669）

(3) 安全点検の確実な実施

ア 施設設備（危険箇所や、施錠のできない所はないか。）

イ 避難経路の確保（特別教室の出入り口、階段等）

ウ 自転車の定期点検（保護者との連携）

(4) 視点を明確にした校内巡視の実施

(5) 外来者（電話）への対応のあり方

ア 来校の目的や、誰に用事なのか等を確認する。（礼を失しないように）

イ 教室に案内せず、廊下等で対応する。

ウ 保護者以外は、直接会わせない。

エ 生徒を呼びだして欲しい等の電話は、生徒に直接取りつがなくて、担任あるいはその他の職員で聞いておく。

オ 生徒に関することについては、「お答えできません」と対応する。

(6) 各家庭における安全指導及び地域における遊び等については、学級PTAや学級通信等で定期的に啓発を図る。

(7) PTA活動としての「声かけ運動」の一層の充実を図る。

(8) 奄美市教育委員会や住用駐在所、保護者、地域の方々との情報交換を行い、日常的な連携を図る。

【資料2】 校内に不審者等が侵入した場合の対応

- 1 不審者が教室から進入したら、刺激しないように対応する。サインを送り、生徒を反対側の出入り口から素早く避難させ、安全を見届ける。対応が困難な場合には大声で応援を要請する。
 - ※ 避難経路は、状況により判断し、明確に指示する。
 - ※ 非常ベル、火災報知器、ホイッスル、チャイム等の活用も有効である。
- 2 隣接する教室の担任は、すぐ現状を確認し、生徒に指示し安全に避難させる。
- 3 異常事態に気づいた職員は、現場に駆けつけ、生徒の安全確保または不審者への対応に加わる。
 - ※ 不審者には、複数の職員で対応する。
 - ※ さすまた（校長室、職員室に設置）の他に、ほうきやいす、消火器等も役に立つ。
- 4 教頭は、事故発生後直ちに警察及び教育委員会へ通報し、支援を求める。
(教頭不在の時は職員で)
- 5 避難場所（1階玄関ホール）に集合したら、生徒の安全確認と更なる安全確保に努める。
 - ※ 被害生徒の応急手当を行うとともに、必要によっては救急車を要請する。
- 6 場合によっては、校長・教頭を中心とした対策本部を設置し、学校全体で対応する。
 - ※ 可能な限り、正確な情報を収集する。
 - ※ 対策本部において、情報を整理し、情報の共有化を図る。
 - ※ 校長・教頭は、警察、教育委員会、PTA、地域の諸団体、報道機関等への窓口となる。
- 7 保護者へ緊急情報を伝える。また、PTAにも協力を要請する。

※ 緊急連絡先

住用駐在所（織田友輔巡查長） 080-1543-5686

住用地域教育課 69-2701

消防分駐所 69-2119（救急車要請の場合）

PTA会長 （新納さん宅）

【資料3】 不審者に対応する措置について

1 校内（校舎外）への不審者の侵入があった場合

事項	対応
不審者の発見	<p>【生徒の安全確保（他職員・校長・教頭への連絡）】</p> <p>① 教室出入口の施錠</p> <p>② 生徒の確認・避難（教室又は運動場へ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒が校舎内にいる場合・・緊急で必要を要する場合は窓から避難。 ・ 速やかに教室へ生徒を誘導し、教室のすべての出入り口、窓の施錠をする。 ○ 生徒が校舎外にいる場合 ・ 施設を点検し、生徒を集合させて不審者から遠ざけ、避難場所へ避難させる。 <p>③ 互いに連絡を取り、教頭・校長に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 校内放送で校舎の閉鎖、生徒の避難、対応等について指示する。 <p>④ 危険があると判断（校長）した場合、すぐに警察・消防署等へ連絡する。</p> <p>⑤ 担任、または教科担任は、教室等又は運動場へ生徒を避難させるとともに施錠し、生徒の安全確保を第一に考え、放送による指示を待つ。</p> <p>⑥ 緊急組織図により、教育委員会（校長）・保護者（担任）・PTA 役員（教頭）・自治会長（教頭）・子ども110番の家（教頭）へ連絡する。</p> <p>⑦ 保護者の迎え・集団下校を実施する。</p>
不審者の確認 （教頭が確認）	
状況判断により指示	
関係機関・団体への連絡	

2 校内（校舎内）への不審者による加害のおそれがあると判断される場合

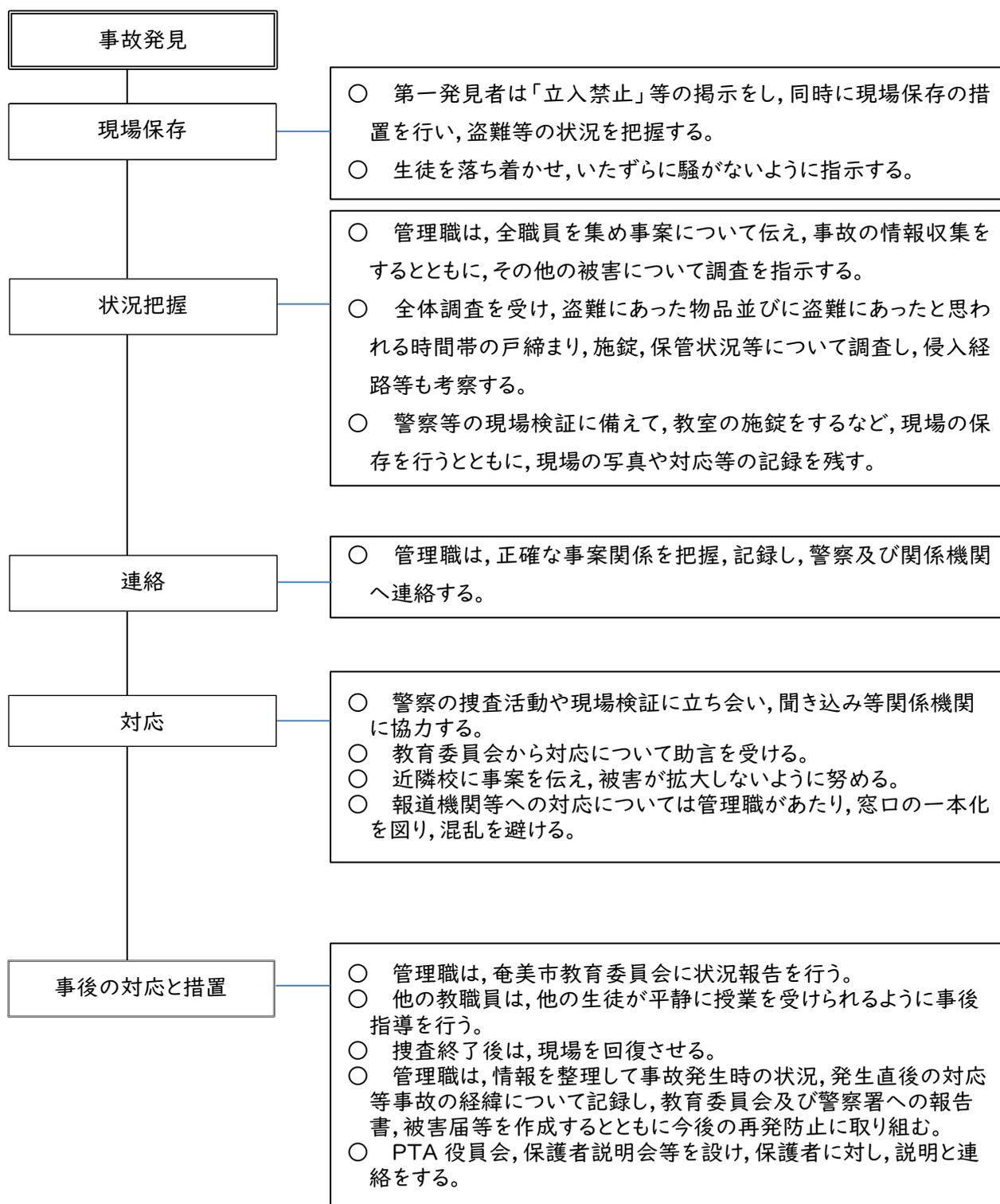
事項	対応
不審者の発見	<p>【生徒の安全確保（他職員・校長・教頭への連絡）】</p> <p>① 教室出入口の施錠</p> <p>② 生徒の確認・避難（教室又は運動場へ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒が教室内にいる場合・・緊急で必要を要する場合は窓から避難・教室のすべての出入り口・窓を施錠するように指示する。 ○ 生徒が教室外にいる場合 ・ 運動場などできるだけ不審者から遠く離れるように指示する。 <p>③ 互いに連絡をとり、教頭・校長に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 校内放送で校舎の施錠、生徒の避難、対応等について指示する。 <p>④ 危険があると判断（校長）した場合、すぐに警察・消防署等へ連絡する。</p> <p>⑤ 教室への侵入があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教室から外に出し、できるだけ早く遠くへ逃げるように大声で指示する。（必要であれば窓からも逃げさせる。） ○ 生徒を不審者から遠ざけ、大声を出し椅子や本など手近にあるものを投げ付け、生徒に近づかせないようにする。 ○ 不審者に対する場合は、椅子や棒などで身を守る。 ○ 相手が刃物などを所持している場合は、腕に上着を巻き付けるなどして怪我を防ぐ。 <p>⑥ 各担任、または教科担任は、生徒をできるだけ遠ざけるようにし、生徒の安全確保を第一に考え、放送による指示を待つ。その場合生徒だけにしない。</p> <p>⑦ 緊急連絡網により、教育委員会（校長）・保護者（担任）・PTA 役員（教頭）・子ども110番の家（教頭）へ連絡する。</p> <p>⑧ 保護者の迎え・集団下校を実施する。</p>
不審者の確認 （教頭が確認）	
状況判断により指示	
関係機関・団体への連絡	

※ 生徒を危険（不審者）から守るための研修、対抗するための道具（ホイッスルの常備等）の準備

※ 救急救命法（止血法・心肺蘇生法）の研修、避難器具の設置

※ 関係機関・団体への協力依頼及び連携の推進

【資料4】学校盗難への対応



奄美市立住用中学校情報セキュリティポリシー

1 情報セキュリティの基本方針

生徒、保護者、教職員などの個人情報及び学校運営上の重要な教育情報を保護して適切に管理・運用するためのルールを定める。併せて、「奄美市立学校におけるインターネット利用に関する規定」に基づき、情報の活用を図る。

2 対象者

情報セキュリティポリシーの対象は、本校の教職員とする。

3 組織・姿勢

- (1) 学校長は、全ての情報セキュリティに関する権限及び責任を負う。
- (2) 職員は、本情報セキュリティポリシーの内容を遵守しなければならない。
- (3) 校務分掌において情報セキュリティ担当者を置く。
- (4) 職員は、異動・退職などの場合には、知り得た情報を学校外で漏らしてはならない。
- (5) 情報セキュリティに関する研修会を年度初めに行う。

4 情報機器・ネットワーク管理

- (1) 情報セキュリティ担当者は、サーバ等の管理を行い共有フォルダのバックアップを定期的に行う。
- (2) 不正アクセス等を防止するため、情報システムを利用するすべての者は、適切なパスワードの管理を行わなければならない。
- (3) インターネットの利用や電子メールの利用については、教育活動に限定する。
- (4) 使用するパソコンにインターネットを接続する場合は、ウィルス対策を講じ、情報セキュリティ担当者の許可を得る。

5 個人情報の保護

- (1) 学校及び自宅において、校務や生徒の個人情報を扱うパソコンにはファイル交換ソフトをインストールしない。
- (2) 生徒に関する指導記録、名簿、成績などのデータをコピー又は印刷し、校外へ持ち出さない。

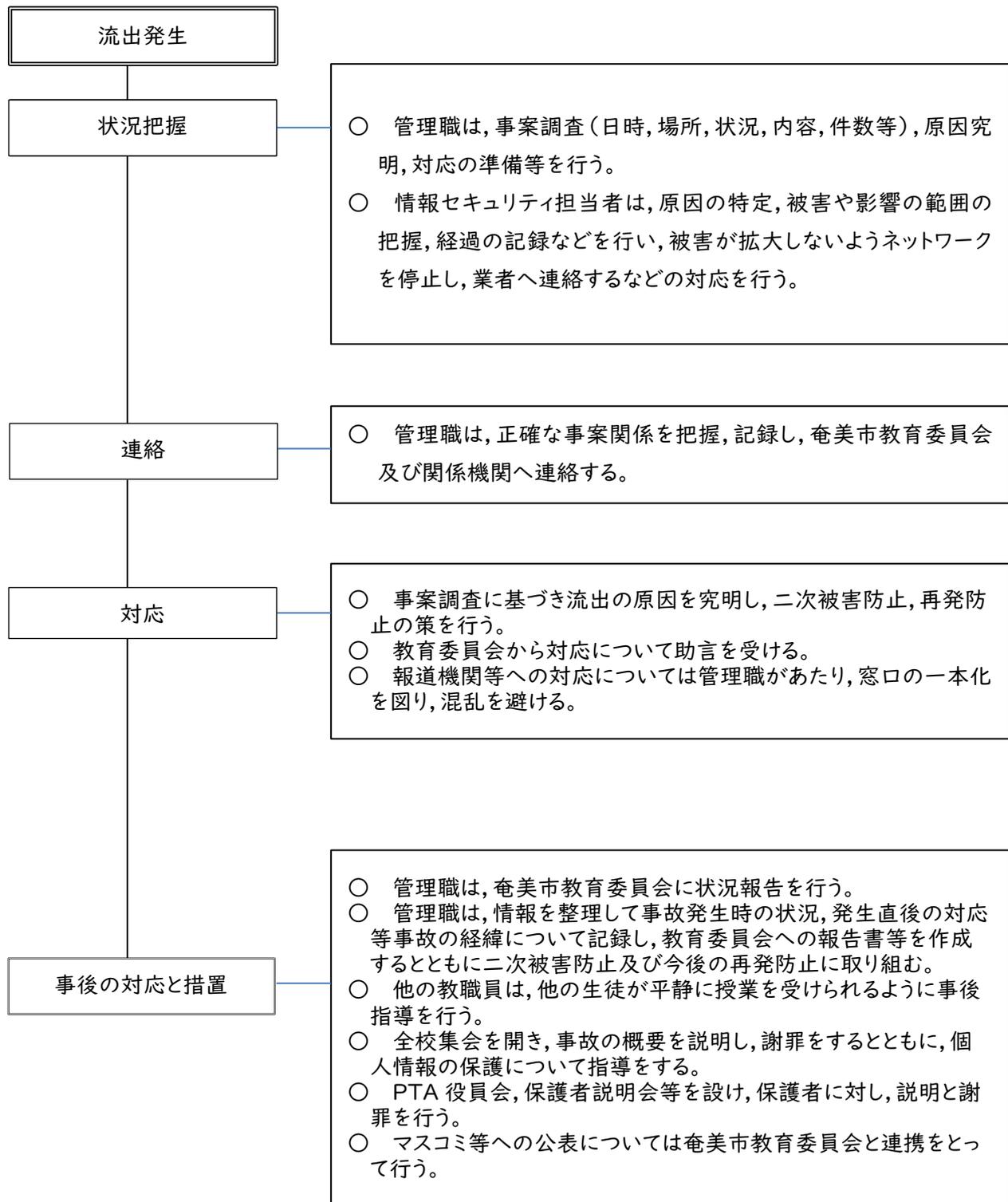
6 運用

- (1) 管理職及び情報セキュリティ担当者は、本ポリシーが適切に遵守されているか確認する。また、重大なポリシー違反が明らかになった場合は、緊急時対応計画に基づいて、迅速に対応を行う。
- (2) 緊急時（情報の漏洩、機器の不具合等）の対応については、管理職に連絡する。また、情報セキュリティ担当者は、原因の特定、被害や影響の範囲の把握、経過の記録などを行い、被害が拡大しないようネットワークを停止し、業者へ連絡するなどの対応を行う。

7 評価・監査・見直し

本ポリシーは、常に実態との相違等を評価し、監査を行う。また、その結果、必要な場合は見直し及び更新を行う。

【資料6】 個人情報漏洩への対応



学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル 文科省（2023.5.8～）：図案化

1 【平時・感染流行期の判断】

【平時】

- 日常的な感染症対策の継続
- ・教職員の健康観察
 - ・手洗い・咳エチケット
 - ・換気の確保（常時）
 - ・清掃（消毒不要）
 - ・抵抗力を高める指導
 - ・マスクは基本求めない
 - ・心身のケア

【感染流行時】

- 一時的な追加対策の検討
- ・マスク着用（推奨）
 - ・身体的距離の確保
 - ・高リスク活動の工夫
 - ・給食時の飛沫対策
 - ・登下校時の配慮
 - ・健康診断時の対策

2 【感染者の確認・感染疑いの場合】

- ①学校保健安全法に基づく出席停止措置，②教職員の自宅休養・受診勧奨
③陰性証明等の提出は不要，④心身の健康把握・心のケア，⑤差別・偏見の防止とサポート

【設置者の役割】 (教育委員会等)

- ・地域状況把握
- ・臨時休業判断
- ・衛生環境整備
- ・医療機関連携
- ・情報発信

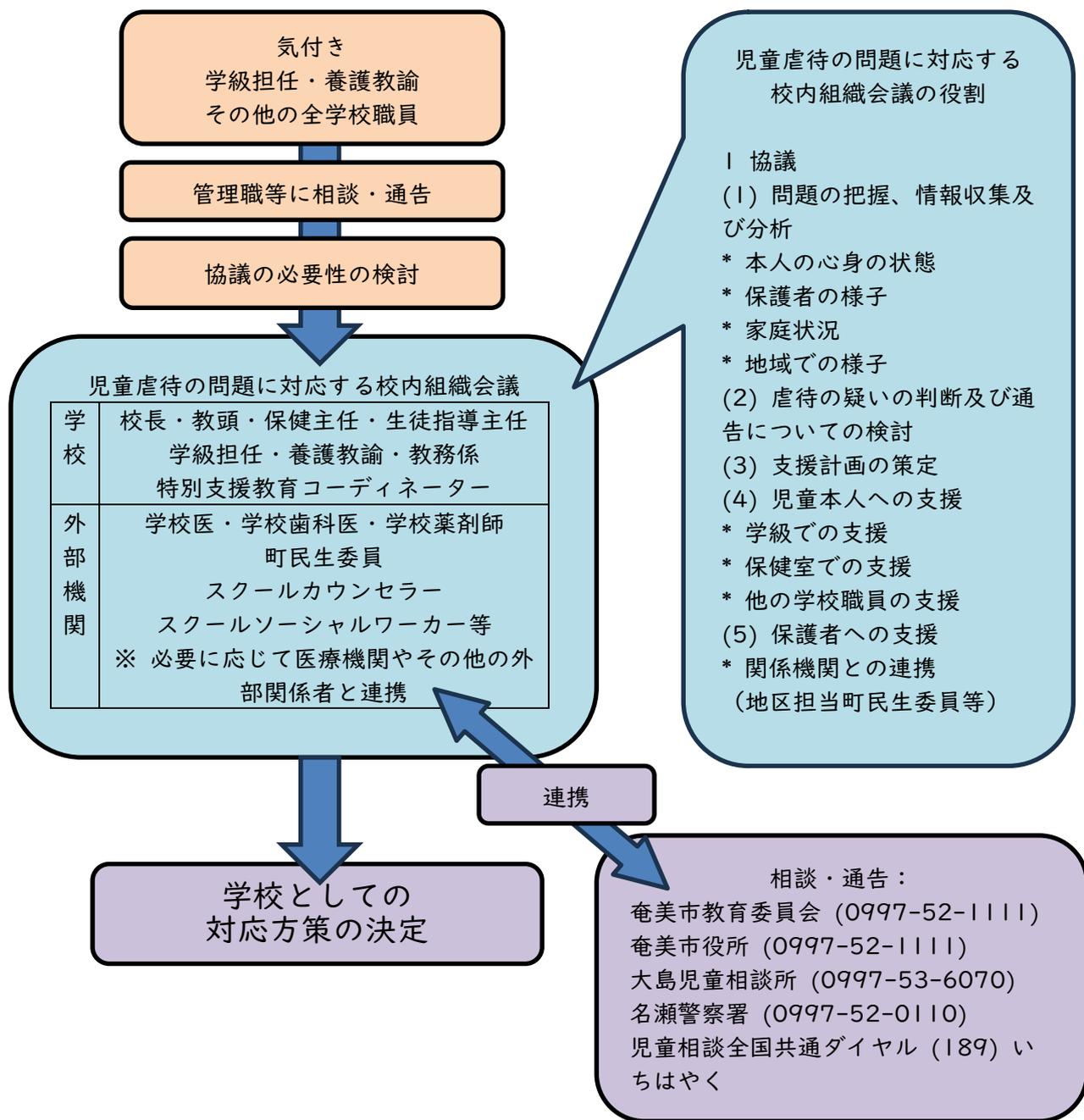
【学校の役割】 (校長責任者)

- ・保健管理体制構築
- ・児童生徒への指導
- ・家庭との連携
- ・教員業務支援員の協力

3 【学びの保障と ICT 活用】

- ①出席停止中の学習支援，②やむを得ず登校できない児童生徒への ICT 活用
③臨時休業時の時差・分散登校、オンライン学習の検討

住用中生徒虐待対応マニュアル



情報漏洩の禁止について

児童虐待防止法第7条において、市町村または児童相談所等が通告を受けた場合、通告をした者を特定する情報を保護者等には漏らさないことと規定されている。このことは虐待を受けたと思われる児童のプライバシー保護及び通告者の安全確保のためであり、児童の安全及び最善の利益を守るという観点から、学校においても情報の漏洩がないよう徹底を図る。

いじめ対応・対策マニュアル

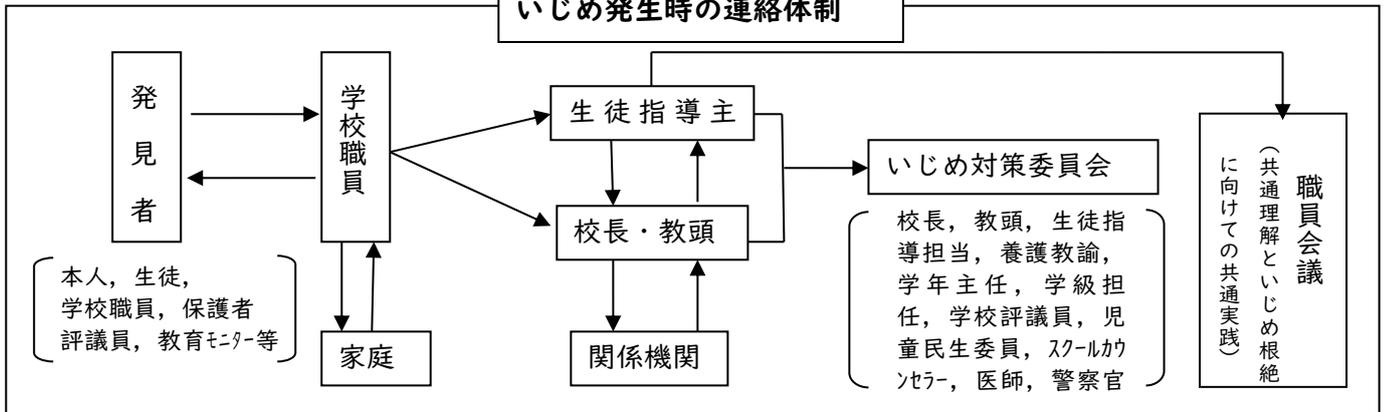
奄美市立住用中学校

緊急対策

長期的対策

<p>いじめられた生徒への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全力で守ることを約束する。 ・ 生徒の気持ちを受容する。 ・ 解決方法を一緒に考える。 ・ やる気と自信を持たせる。 	<p>いじめた生徒への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まず、いじめをやめさせる。 ・ 相手の気持ちに気付かせる。 ・ 教師との信頼関係をつくる。 ・ 学校生活に目的を持たせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめを許さない楽しい学級づくりをする。 ・ 整理整頓された温かい学級環境をつくる。 ・ 個に応じた分かる授業の充実を図る。 ・ 体験学習を取り入れた授業を実施する。
<p>周囲の生徒への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 見て見ぬふりをするはいじめを助長することに気付かせる。 ・ 発見したらすぐに知らせ、やめさせる。 ・ 周囲に左右されない強い意思で行動させる。 ・ 一人一人を尊重した温かい人間関係づくりに努める。 	<p>保護者への対応 (いじめられた側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭訪問や来校相談で連携をとる。 ・ 心情を十分理解し支える。 ・ 今後について一緒に考える。 ・ いじめられた生徒の状況について継続的に連絡を取り、解決に努める。 	<p>保護者への対応 (いじめた側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめの事実を正確に伝える。 ・ いじめられた生徒の保護者の心情に気付かせる。 ・ 両方の保護者同士が理解しあえるよう助言する。 ・ 家庭生活の見直しを図る。

いじめ発生時の連絡体制



組織としてのいじめ対策

<p>【学級・教科担任】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の学級にもいじめは起こり得るとの認識で毎日の生活に目を配る。 ・ 授業中に言葉を掛けたり可能な限り生徒とのふれあいに努めたりする。 ・ いじめが発生したり、サインをとらえたりしたら他の職員と連携を図る。 	<p>【学年主任】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ どの学級にもいじめはあるという認識で、学年内のいじめ把握に努める。 ・ 担任とともに問題解決にあたり、他学年との連携に努める。 ・ 学年内のいじめについて、生徒指導主任や校長、教頭に連絡し、連携を図る。 	<p>【生徒指導主任】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各学年の状況を把握し、いじめが生じたら転任の精神的支えに努める。 ・ いじめ対策委員会や職員会議などでそのリーダーシップを取る。 ・ 学校、家庭、地域が一体となった指導をするために、関係機関との連携を密に図る。 	<p>【養護教諭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学級担任が気付きにくい生徒の問題把握に努め、「心の居場所」づくりに努める。 ・ 訴えてきた生徒の心情を受け止めるとともに、相談しやすい保健室の雰囲気を作る。 ・ 把握した、いじめの情報を関係職員に伝え、有効な解決策を講じる。 	<p>【地域・家庭等との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PTA や地域とともにいじめ根絶に向けたネットワークづくりに努める。 ・ 学校だより、学級だより等を通し、家庭や地域との密な連携を図る。 ・ 学校評議員や教育モニターとの密な連携を図る。 ・ 関係機関との連携を図る。
---	--	--	---	--

【資料 10】 奄美市立住用中学校地域安全マップ

